

第3次朝日町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月
富山県朝日町

目 次

はじめに	1
第1 基本的な事項	2
(1) 朝日町の概況	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	11
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
第2 産業の振興	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	19
(3) 計画	21
(4) 産業振興促進事項	23
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	23
第3 道路・交通対策、情報ネットワーク強化及び交流事業の推進	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	25
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28
第4 暮らしの環境充実	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	32
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
第5 高齢者等の保健・福祉の向上及び子育て環境の確保	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	38
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	40

第6	医療の確保	4 1
	(1) 現況と問題点	4 1
	(2) その対策	4 1
	(3) 計画	4 2
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 2
第7	教育の振興	4 3
	(1) 現況と問題点	4 3
	(2) その対策	4 4
	(3) 計画	4 5
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 6
第8	地域文化の振興	4 7
	(1) 現況と問題点	4 7
	(2) その対策	4 7
	(3) 計画	4 7
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 8
第9	自治振興会等の活躍・発展	4 9
	(1) 現況と問題点	4 9
	(2) その対策	5 0
	(3) 計画	5 1
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 1
第10	再生可能エネルギーの利用の推進	5 2
	(1) 現況と問題点	5 2
	(2) その対策	5 2
	(3) 計画	5 2
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	5 3
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分 （ソフト事業再掲分）		5 4

はじめに

朝日町は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「法」という。）第 2 条の規定に基づき、平成 22 年 4 月に過疎地域に指定されたことを受けて、財政上の特別措置である過疎対策事業債を活用するため、法第 6 条の規定に基づき「朝日町過疎地域自立促進計画」を定めました。

平成 24 年度には、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 39 号）が施行され、同法の失効期限が令和 2 年度まで延長されたことに伴い、当町では、人口減少・少子高齢化に歯止めを掛け、「夢と希望が持てるまちづくり」を進めるため、「第 2 次朝日町過疎地域自立促進計画」を引き続き策定しました。

今般、令和 12 年度までを期限とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号。以下「新法」という。）が制定されたことにより、持続可能な地域社会の構築とその実現に向けて、「第 3 次朝日町過疎地域持続的発展計画」（以下「過疎計画」という。）を新たに策定し、過疎対策の充実と持続可能な地域社会の形成を図ろうとするものです。

また、本計画は、富山県過疎地域持続的発展方針に基づくと同時に、令和 3 年度からスタートする「第 5 次朝日町総合計画 後期基本計画」（以下「総合計画」という。）における計画内容との整合性を図ったうえで策定するものであり、過疎地域の総合的かつ計画的な対策を定めることにより、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域間格差の是正など、それぞれの地域特性を活かした多様な国土形成に寄与するものです。

なお、本計画に掲載した事業については、当町が抱える諸課題を克服するために必要と想定される内容を記述しているものであり、実施にあたっては、将来の財政負担を考慮しつつ、健全な財政運営に努めることを基本とし、計画期間における事業の実施が確定したものではないことを申し添えます。

第 1. 基本的な事項

(1) 朝日町の概況

(ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

朝日町は富山県の東端に位置し、東は新潟県糸魚川市、西は入善町、南は黒部市及び長野県白馬村と接しており、三大都市圏からほぼ 300 k m と同程度の距離を有し、富山市からは約 40 k m の圏内にあります。

町域の北は日本海に面し、東・南部には白馬岳 (2,932m)、朝日岳 (2,418m) を主峰とする北アルプス連峰がそびえ、小川・笹川・境川などの河川が貫流し、日本海に注いでいます。平坦部に比べ山岳部が圧倒的に多く、また、全面積の約 60% が中部山岳国立公園と朝日県立自然公園に指定されており、これらの山岳地帯及び河川はいずれも観光資源・水資源として重要な役割を果たしています。

気象条件としては、年間平均気温は平野部で約 15℃、年間降水量を見ると、山岳地帯では 4,000~4,500mm、平坦部で 2,500~3,000mm となっています。また、積雪量は、特異な年を除いては平野部において 1 m 以上積もることは少なくなっています。

このように、海・山・川に恵まれ、海拔 0 m から 3,000m までの高低差を有する当町は、四季の自然に恵まれた風光明媚な町です。

朝日町の歴史は旧石器時代に始まり、日本最大級の縄文中期の竪穴住居跡が発見された不動堂遺跡からは、当時、既に集会や共同作業など進んだ社会・文化をもった人々が生活していたことがうかがえます。さらに、約 1,500 年前の宮崎浜山玉づくり遺跡からは、ヒスイを原石とした勾玉・菅玉などが出土しており、古墳時代の和政権の勢力が富山県の東端まできていたこと、すぐれた玉造り技術を持った集団があったことをうかがわせています。

平安時代の地方豪族宮崎太郎は、宮崎城にたてこもり、平家追討の軍を進めました。戦国時代になると越中・越後の国境の地として数度に及ぶ戦場となった宮崎城は、国境警備のねじろとされていました。これに伴って和倉の地に土着した人たちが集落を形成したのが、泊町のおこりです。

江戸時代は加賀藩の統治下にあり、親不知を控えた越中の東縁という地理的条件から境に関所が設けられ、街道筋の泊は交通の要衝となり、国境の商業地としてこの地方の中心を成していきました。

明治時代に入ると新しいものが続々と取り入れられ、明治 5 年には県内初の郵便局が設置されました。明治 22 年に町村制が実施され、野中村・山崎村・大家庄村・南保村・五箇庄村・泊町・宮崎村・境村の 1 町 7 か村が生まれ、昭和 29 年には、町村合併促進法に基づいて山崎村・大家庄村・南保村・五箇庄村・泊町・宮崎村・境村の 1 町 6 か村が合併して朝日町が誕生し、後に野中村の一部が編入しました。その間、鉄道や国道の開通、紡績産業の立地など近代的な町への営みが着々と進められてきました。

昭和 30 年代後半から始まった高度経済成長と昭和 48 年のオイルショック、昭和 50 年代後半から始まったバブル経済と、平成 2 年のバブル崩壊といっためまぐるしい経済変動、豪雪や集中豪雨といった自然災害を受けながらも、「都市計画道路」、「国道 8 号」、「北陸自動車道」、「下水道」といった社会基盤の整備、「小・中学校の統合」、「ふるさと美術館や文化体育セン

ターの建設」、「(財)文化体育振興公社の設立」といった教育文化面の充実、「あさひ総合病院」、「保健センター」、「特別養護老人ホーム」、「老人保健施設」、「在宅介護支援センター」などの医療・健康福祉施設の整備、「児童館」、「保育所」、「子育て支援センター」などの子育て支援策の充実、さらには「ほ場整備」、「漁港整備」、「企業誘致」、「ショッピングセンターの建設」といった産業面の振興などが進められてきました。さらに近年では、「なないろKAN」、「らくち〜の」、「オートキャンプ場」、「パークゴルフ場」、「さゝ郷ほたる交流館」など、平成30年には「ヒスイテラス」を観光交流の拠点施設として整備を行うとともに、泊市街地の中心部に「まちなか体育館」を同年に整備し、「新図書館」、「五差路周辺複合施設」などと併せて、泊市街部の賑わいづくりに向けたまちづくりも進めています。加えて、昭和54年に当町で誕生した「ビーチボール競技」の全国大会を開催するなど交流人口の増大に努めています。

また、平成17年に町内会をはじめ公民館や社会福祉協議会、防犯、スポーツなどの各種団体等により、町内全地区で「自治振興会」が設立され、地域住民の参加と協力により、町内会や各種団体によるスポーツ大会、文化祭、敬老会などの開催や地域に根付いた芸能文化の継承、災害時の初動活動や自主防災・防犯意識の啓発など地域住民に身近な活動が行われています。

道路網は、町域を横断する国道8号を骨格とし、近隣地域へ連絡する主要地方道や広域農道、地域内の県道・都市計画道路などで形成されており、改良舗装や除排雪体制の整備により安全で快適な生活環境づくりに努めています。また、北陸新幹線に沿って整備された基幹農道が全線開通したことにより、黒部宇奈月温泉駅へのアクセスの利便性が向上してきているほか、北陸自動車道・朝日ICを交通結節点とし三大都市圏へのアクセスにも利便性が增大しています。

なお、町道の整備状況は、平成31年4月1日現在、総延長208.8kmのうち、改良率は63.6%（幅員4.5m以上の町道）、舗装率97.6%ですが、十分な幅員が確保されていない道路や歩道未整備区間があるなど、より町民の利便性の向上を配慮するとともに、用途地域内における未利用地の土地利用を図るための土地区画整理事業と合わせ、都市機能の向上と生活環境の改善を目指した計画的な道路整備が必要となっています。

鉄道については、平成27年3月14日に北陸新幹線が開業したところであり、更なる観光交流の拡大、交流人口の増大などが期待されています。また、同日、JR西日本から経営分離され、第3セクターとして「あいの風とやま鉄道」も開業しました。人口減少や車社会の進展に伴い、並行在来線の利用者数の減少が懸念されていますが、当町には泊駅及び越中宮崎駅が設置されており、地域住民の通勤・通学、日常的な交通手段として貴重な役割を担っていることから、鉄道並びに両駅の利用促進に努めています。

また、主に町内での交通手段を確保するために運行している公共バス（あさひまちバス）は、地域住民の足として、通勤・通学や通院・買物等を支えています。高齢者による免許返納等により交通弱者が増加するなか、ニーズに応じたより利便性の高い公共交通サービスの確保が求められています。

(イ) 過疎の状況

町の人口推移（表1-1(1)）については、昭和35年に21,343人でしたが、平成27年には12,246人に減少し、その減少率は42.6%となっており、年代によって減少幅の大小はあるものの徐々に減少しています。また、14歳以下の年少者比率、65歳以上の高齢者比率は昭和35年に

はそれぞれ 30.1%、7.6%であったものが、平成 27 年には 8.9%、40.9%と少子高齢化の影響が顕著であり、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

過疎化が進んだ要因としては、①高度成長期の産業構造、就業構造の変化により、若い世代が都市部へ流出したこと。②若い世代の流出に伴い、出生数が減少したことから、他自治体に比べ早い時期から自然動態が減少に転じたこと。③企業などの立地が少なく、十分な就業の場を確保できなかったこと。④車社会の進展に対応できず、町内の購買力が流出し、商店街の衰退を招いたことなどが考えられます。

近年では、交流人口の拡大などを目指し、さまざまな観光資源を活かした交流拠点施設整備や交流事業、農林水産物の特産化などに取り組んでいます。観光・交流事業のビジネス化や特産品による大幅な生産の拡大には至っていないのが現状です。また、工場などをはじめとする大規模な雇用を確保できる企業立地にも過大な期待はできないことから、第一次産業と観光を結び付けたビジネスモデルの構築等による雇用の確保や、子育て支援や児童福祉・教育環境の充実を図り、安心して子供を生み育てられる環境づくりにより、若者の移住・定住を促進していくとともに、高齢者の生きがいづくり、日常生活手段の確保、医療・保健・福祉・介護の連携などにより、老後も安心して暮らせるまちづくりが必要です。

当町では、令和 3 年度から「第 5 次朝日町総合計画 後期基本計画」がスタートします。この計画は、これまで述べた当町の現状、当町の特性や課題、これまでの指標の検証を行い、町の将来像、施策体系・内容を具体化するものであり、当町の将来あるべき姿と進むべき方向の基本指針となる重要な計画です。

また、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期朝日町総合戦略」は地方創生の機会を捉えて、町民一人ひとりが「オール朝日町」でまちづくりに取り組むことで、朝日町を自らの手で変えていく気概を「不断のまちづくり」として目標や施策として示し、町民アンケートによる集計結果等を踏まえ、具体的な施策・事業としてまとめたところです。

これらの両計画についても、この過疎計画との整合性を図りつつ、当町の未来にとって夢と希望が持てる、そして実効性・持続性のあるものとするため、着実な進展を図ってまいります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

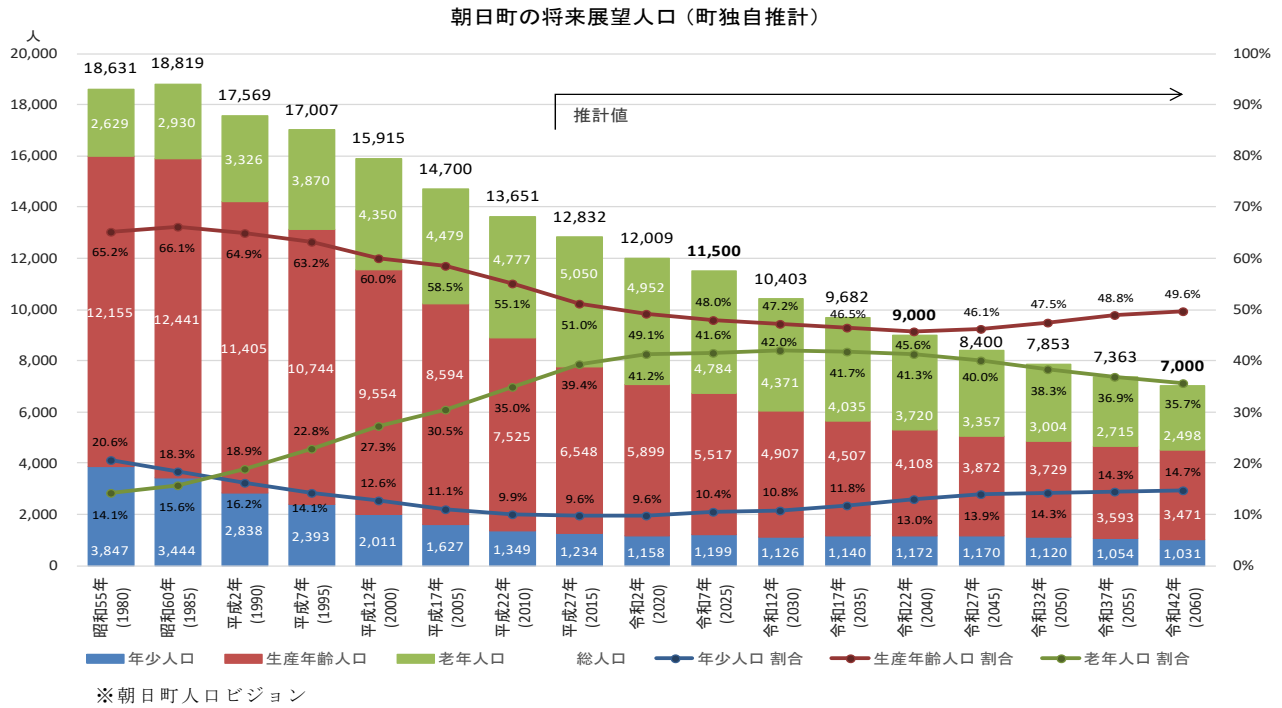
(ア) 人口

当町の人口は、昭和 29 年の 1 町 6 カ村による合併翌年の昭和 30 年に 24,256 人でしたが、昭和 35 年の国勢調査では 21,343 人、12.0% (2,913 人) の減となり大きく減少しました。その後も、北陸自動車道や小川ダム、北陸新幹線の建設工事などの公共事業により、昭和 55 年～昭和 60 年の僅かな人口増加や減少率の抑制など、年代によって差はあるものの減少傾向が続いています。近年では、若い世代の流出による出生数の減少が続き、平成 27 年には 12,246 人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所から平成 30 年 3 月に公表された将来推計人口では、令和 2 年が 10,884 人 (平成 27 年比 11.1%減)、令和 7 年が 9,568 人 (同 21.9%減) とされ、少子高齢化の影響から減少幅は増加の一途をたどると推計されており、若い世代の定着・転入の増加、出生率の下げ止まりにつながる総合的な生活環境の整備が急務となっています。

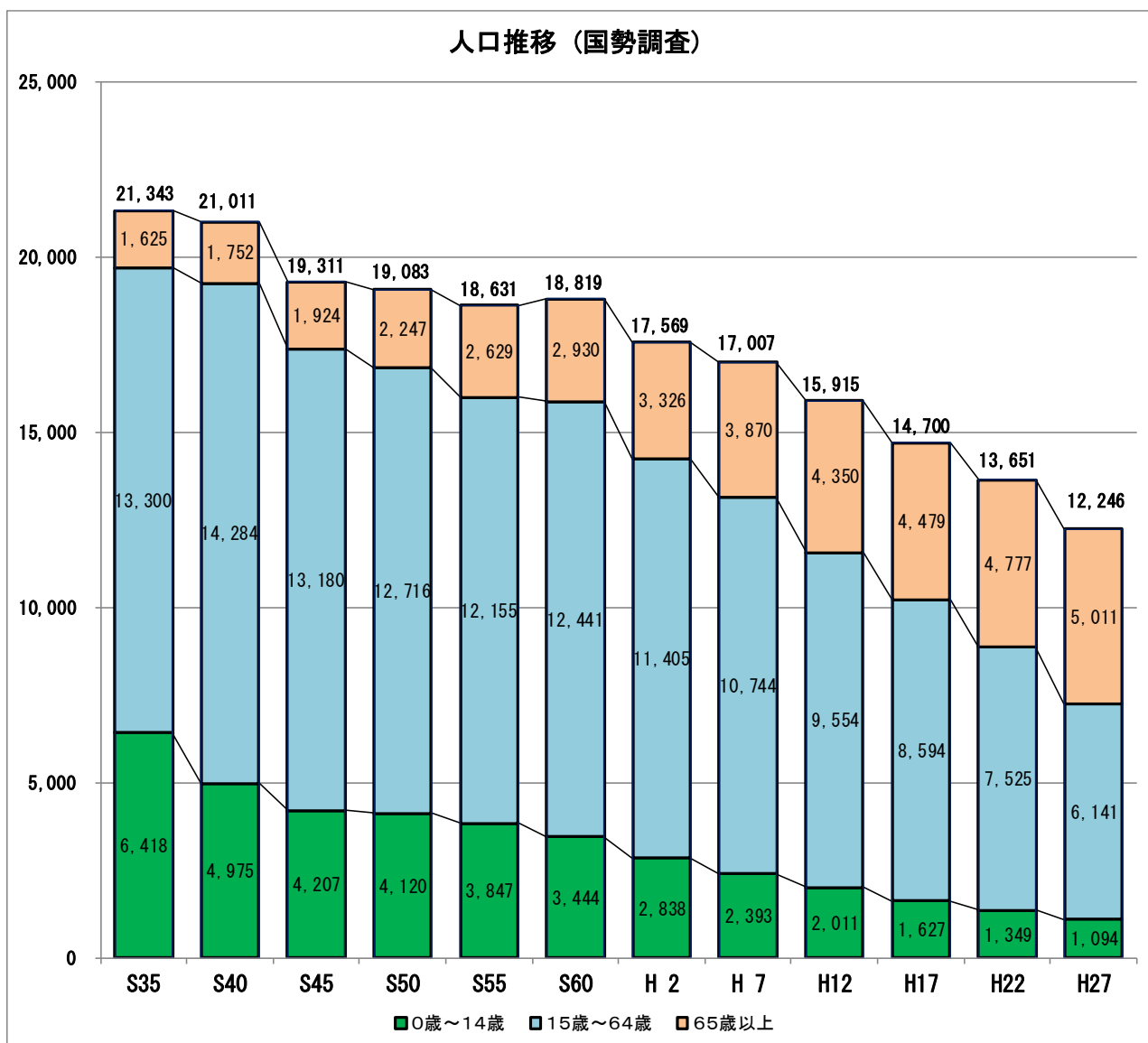
表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	総 数		0 歳～14 歳		15 歳～64 歳		15 歳～29 歳		65 歳以上		若 年 者 率 ④/①	高 齢 者 率 ⑤/①
	①		②		③		④		⑤			
	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率	実 数	増 減 率		
昭和 35 年	21,343	-	6,418	-	13,300	-	4,958	-	1,625	-	23.2	7.6
昭和 40 年	21,011	△ 1.6	4,975	△ 22.5	14,284	7.4	5,372	8.4	1,752	7.8	25.6	8.3
昭和 45 年	19,311	△ 8.1	4,207	△ 15.4	13,180	△ 7.7	4,365	△ 18.7	1,924	9.8	22.6	10.0
昭和 50 年	19,083	△ 1.2	4,120	△ 2.1	12,716	△ 3.5	3,851	△ 11.8	2,247	16.8	20.2	11.8
昭和 55 年	18,631	△ 2.4	3,847	△ 6.6	12,155	△ 4.4	3,193	△ 17.1	2,629	17.0	17.1	14.1
昭和 60 年	18,819	1.0	3,444	△ 10.5	12,441	2.4	3,106	△ 2.7	2,930	11.4	16.5	15.6
平成 2 年	17,569	△ 6.6	2,838	△ 17.6	11,405	△ 8.3	2,964	△ 4.6	3,326	13.5	16.9	18.9
平成 7 年	17,007	△ 3.2	2,393	△ 15.7	10,744	△ 5.8	2,750	△ 7.2	3,870	16.4	16.2	22.8
平成 12 年	15,915	△ 6.4	2,011	△ 16.0	9,554	△ 11.1	2,262	△ 17.7	4,350	12.4	14.2	27.3
平成 17 年	14,700	△ 7.6	1,627	△ 19.1	8,594	△ 10.0	1,855	△ 18.0	4,479	3.0	12.6	30.5
平成 22 年	13,651	△ 7.1	1,349	△ 17.1	7,525	△ 12.4	1,535	△ 17.3	4,777	6.7	11.2	35.0
平成 27 年	12,246	△ 10.3	1,094	△ 18.9	6,141	△ 18.4	1,171	△ 23.7	5,011	4.9	9.6	40.9

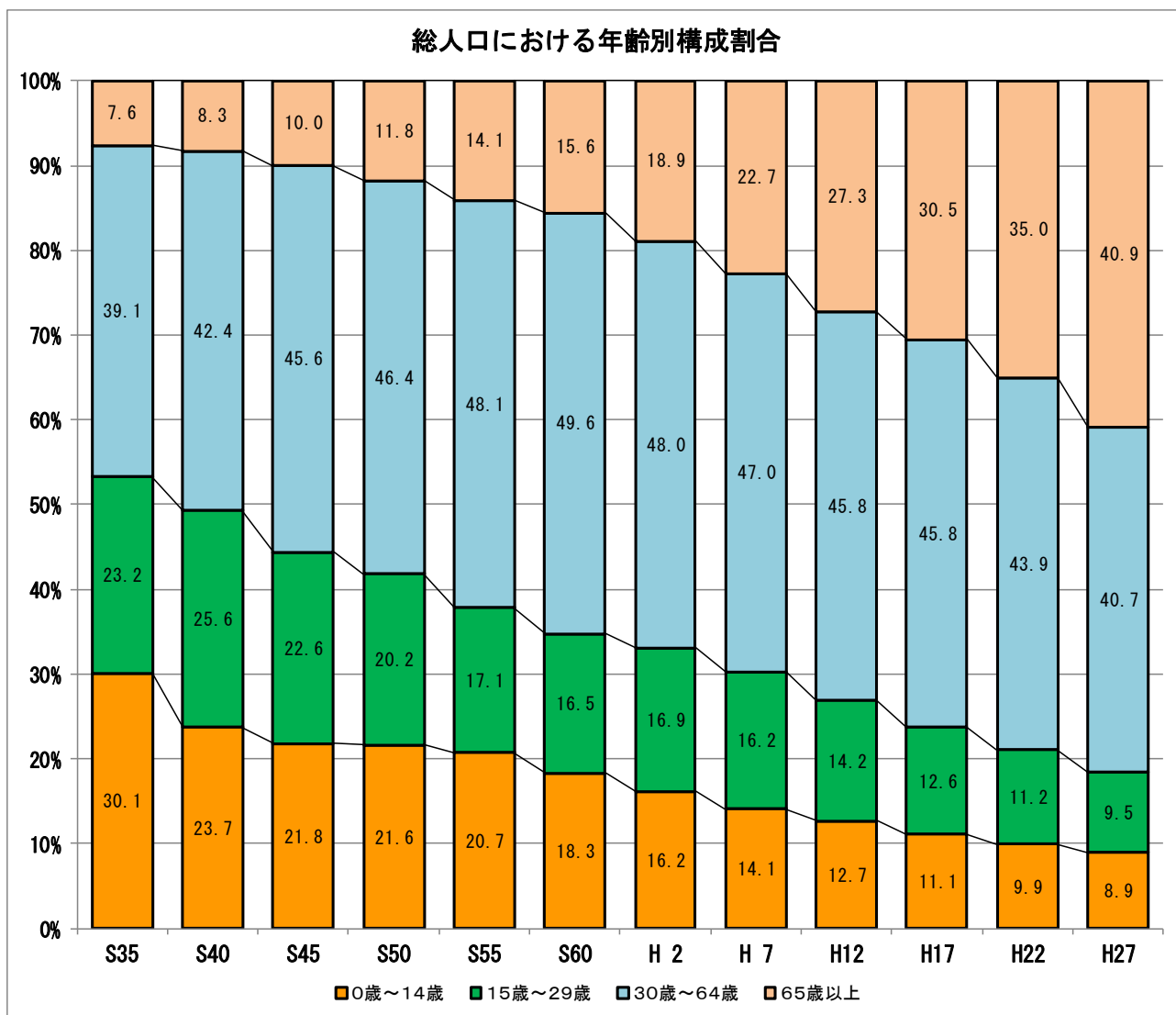
表 1-1(2) 人口の見通し



資料：表1-1(1)より(単位：人)



資料：表1-1(1)より(単位：人)



(イ) 産業

産業別人口の推移(表1-1(3))では、昭和35年では第一次産業51.7%、第二次産業20.6%、第三次産業27.7%と5割が第一次産業に就業していますが、高度経済成長とともに第二次、第三次産業の就業人口が増加しています。しかし、第二次産業は昭和60年の44.8%をピークに減少し始め、平成27年では第三次産業が59.4%と半数以上を占めているとともに、第一次産業は5.3%まで減少しています。

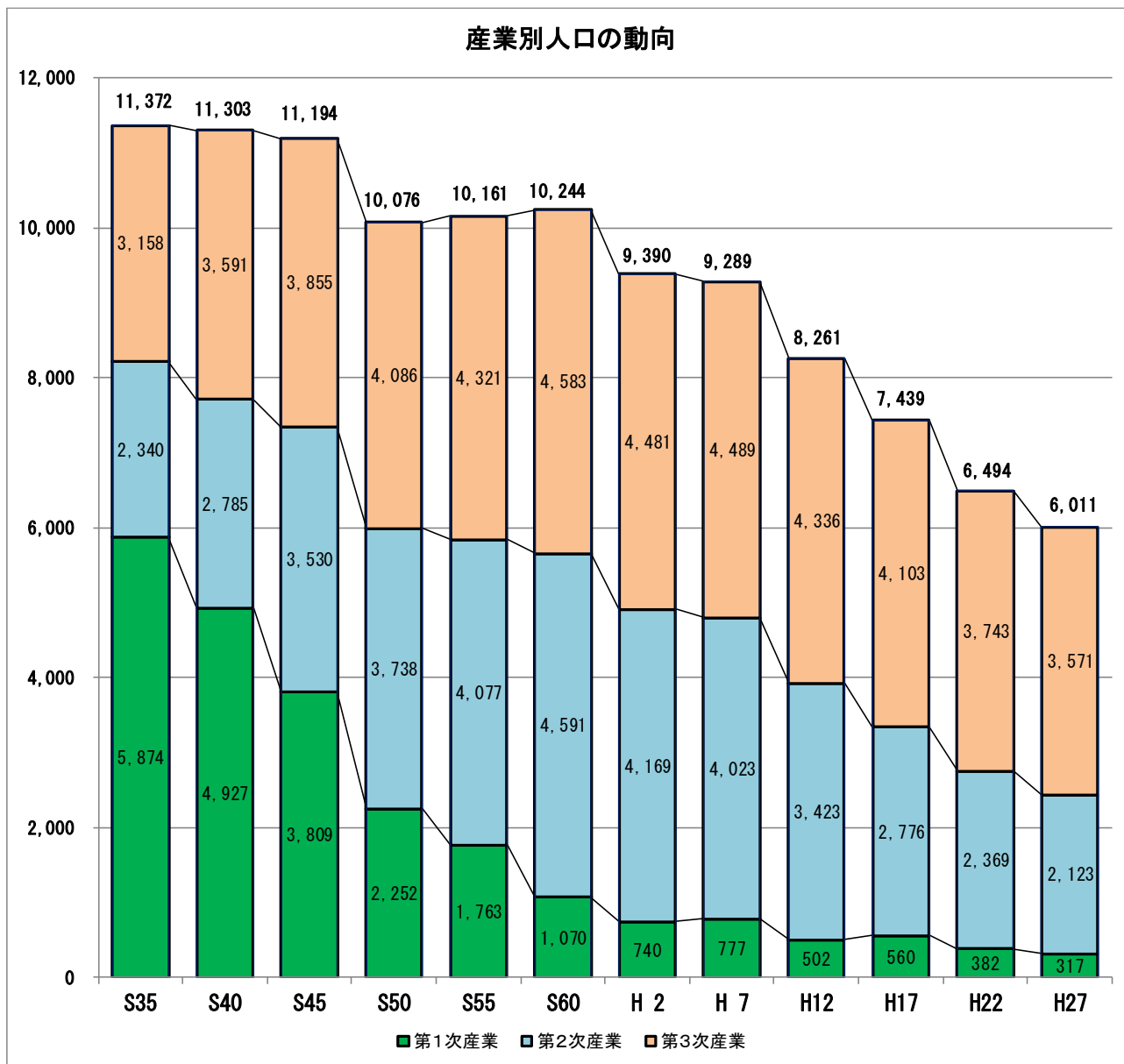
当町における産業の中心は、消費者ニーズの高度化・多様化などを背景とした経済のソフト化・サービス化の進展により、第一次産業から第三次産業へと移行し、全体の過半数を占めています。一方、第一次産業就業者は農林水産業者の高齢化と後継者不足に伴い年々減少しています。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

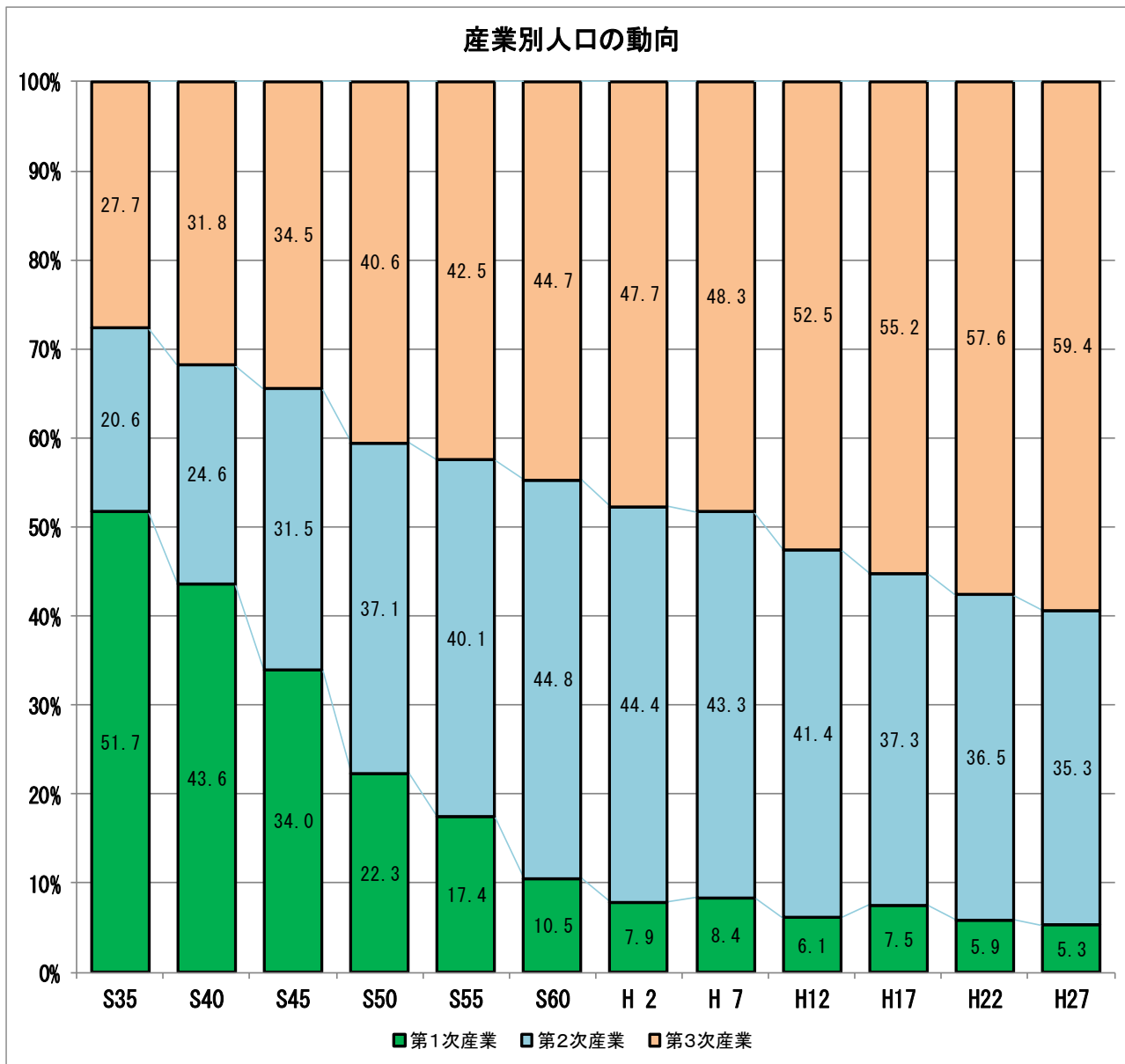
(単位：人、%)

区 分	総 数		第1次産業			第2次産業			第3次産業		
	①		②			③			⑤		
	実 数	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
昭和35年	11,372	—	5,874	51.7	—	2,340	20.6	—	3,158	27.7	—
昭和40年	11,303	△0.6	4,927	43.6	△16.1	2,785	24.6	19.0	3,591	31.8	13.7
昭和45年	11,194	△1.0	3,809	34.0	△22.7	3,530	31.5	26.8	3,855	34.5	7.4
昭和50年	10,076	△10.0	2,252	22.3	△40.9	3,738	37.1	5.9	4,086	40.6	6.0
昭和55年	10,161	0.8	1,763	17.4	△21.7	4,077	40.1	9.1	4,321	42.5	5.8
昭和60年	10,244	0.8	1,070	10.5	△39.3	4,591	44.8	12.6	4,583	44.7	6.1
平成2年	9,390	△8.3	740	7.9	△30.8	4,169	44.4	△9.2	4,481	47.7	△2.2
平成7年	9,289	△1.1	777	8.4	5.0	4,023	43.3	△3.5	4,489	48.3	0.2
平成12年	8,261	△11.1	502	6.1	△35.4	3,423	41.4	△14.9	4,336	52.5	△3.4
平成17年	7,439	△10.0	560	7.5	11.6	2,776	37.3	△18.9	4,103	55.2	△5.4
平成22年	6,494	△12.7	382	5.9	△31.8	2,369	36.5	△14.7	3,743	57.6	△8.8
平成27年	6,011	△7.4	317	5.3	△17.0	2,123	35.3	△10.4	3,571	59.4	△4.6

資料：表1-1(3)より(単位：人)



資料：表1-1(3)より(単位：人)



(3) 行財政の状況

(ア) 行政運営

当町では、これまでに事務事業の見直しや委託化の推進、民間活力の活用などの行政改革を実施し、効率的な行政運営に取り組むとともに、行政組織の再編や職員定数の適正化にも務めてきました。

今後も、社会情勢や経済状況の変化や多様化・高度化する住民の満足度や価値観に対し、これまで以上にきめ細やかな対応が求められていることに加え、人口減少や少子・高齢社会、分権型社会に向けた改革により、行政需要は拡大し、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。また、地方創生時代を迎え、自己決定・自己責任のもと、個性豊かな魅力あるまちづくりを推進していくことが求められています。

こうした状況のなか、質の高い行政サービスを将来にわたって提供するために、職員の資質や能力の向上を図り、環境の変化に適切に対応した行政運営を推進し、より一層の事務事業の合理化など継続的な行政改革と組織の強化により、限られた行政資源を効率的かつ効果的に運用し、迅速かつ柔軟で透明性が高い経営視点に立ち、持続可能な行政運営を推進していく必要があります。

(イ) 財政運営

今日の地方財政は、公債費が高い水準で推移し、社会保障関連経費の自然増、急速に進む少子高齢化対策への対応が急務となっていますが、リーマンショック後の経済危機の影響も受け、自主財源である地方税は未だ十分な水準まで回復していません。

我が国の経済並びに社会は、各種の政策の効果により緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクがあるなど先行きの不透明感が否めない状況にあります。

このような状況の中、地方創生に取り組むため自主性、主体性を最大限発揮し、地域の実情に応じたきめ細かな政策を進めることが求められており、高度成長期に整備された公共施設やインフラの更新、維持に要する経費の増加などの課題を抱える中、国等の動向や社会環境の変化などを的確に捉え、既存事業の必要性や費用対効果など十分検証のうえ、限られた財源を有効かつ効果的に配分するなど、財政の健全化を図っていく必要があります。

表 1-2 (1) 財政状況

(単位：千円)

区 分		平成 2 2 年度	平成 2 7 年度	令和元年度
歳入総額	A	8,116,311	9,253,179	9,317,695
一般財源		4,935,802	5,083,541	5,266,917
国庫支出金		699,264	544,538	507,446
県支出金		334,483	424,217	421,651
地方債		725,300	889,900	477,000
うち過疎債		183,800	529,000	269,000
その他		1,421,462	2,310,983	2,644,681
歳出総額	B	7,613,971	8,863,226	8,893,045
義務的経費		2,537,014	2,569,523	2,930,058
投資的経費		1,055,741	1,409,522	998,817
うち普通建設事業		1,053,798	1,370,282	919,062
その他		3,837,416	4,355,181	4,695,170
過疎対策事業費		183,800	529,000	269,000
歳入歳出差引額	C (A-B)	502,340	389,953	424,650
翌年度に繰越すべき財源	D	64,624	99,983	10,403
実質収支	C-D	437,716	289,970	414,247
財政力指数		0.38	0.33	0.38
公債費負担比率		9.7	9.7	14.2
実質公債費比率		14.0	7.9	12.8
起債制限比率		—	—	—
経常収支比率		76.0	85.0	94.5
将来負担比率		10.1	—	21.5
地方債現在高		6,171,018	8,914,036	9,840,799

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成 2 年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道				
改良率 (%)	80.1	83.2	84.6	63.6
舗装率 (%)	94.5	96.9	97.8	97.7
農道				
延長 (m)	89,930	79,034	73,869	67,512
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	49	45	42	39
林道				
延長 (m)	54,816	67,690	70,925	72,986
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	32	42	46	47
水道普及率 (%)	74.6	74.9	72.9	72.6
水洗化率 (%)	16.6	29.0	70.4	74.4
人口千人当たり病院、診療所病床数 (床)	11	10	14	9

※ 改良済・未改良については、平成 2 4 年度から町基準を次のとおりとした。

- 1 区間の最小同録部区員で判断し、4.5 m 以上を「改良済」、4.5 m 未満を「未改良」

(4) 地域の持続的発展の基本方針

当町は、昭和 48 年に「朝日町総合計画」を策定して以来、その時代ごとの潮流や志向を捉えたまちづくりの指針である総合計画を策定し、福祉や教育の充実をはじめ、都市基盤や生活環境の整備など諸施策を積極的に推進してきました。当町では、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間に計画期間とした「朝日町第 4 次総合計画」に基づき、諸施策を積極的に進めてまいりました。

第 4 次総合計画の策定から 10 年が経過し、当町を取り巻く社会経済情勢も大きく変化し、少子高齢化や人口減少をはじめとし、生活環境、交通、医療・保健・福祉・介護の連携など、住民生活において多くの課題が山積しています。そのような中、当町がこれからも持続可能な発展を遂げていくためには、町民一人ひとりの我が町や地域に対する誇りと夢や希望を高めていくことが何より重要であることから、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間に計画期間とする「第 5 次朝日町総合計画」をスタートさせ、「夢と希望が持てるまちづくり」を将来像とし、次の 7 つの基本目標（①子育て・教育、②健康・福祉、③産業振興、④観光・交流、⑤定住、⑥安全・安心、⑦生活基盤）をもって、まちづくり施策を積極的に展開してまいります。

また、国において、平成 26 年 11 月 21 日に地方創生関連 2 法案（「まち・ひと・しごと創生法」及び「地方再生法の一部を改正する法律」）が成立し、同年 12 月 27 日に「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』及び『総合戦略』」が閣議決定され、総合戦略が策定されました。その流れを受け、当町では、「朝日町人口ビジョン」を踏まえつつ、地域特性や強みを活かしながら、人口減少対策に重点を置いた「ひとづくり」、「しごとづくり」そして「地域づくり」を推進する計画として、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間に計画期間とする「朝日町総合戦略」を平成 27 年 10 月に策定し、引き続き「不断のまちづくり」を進めていく見地から「第 2 期朝日町総合戦略」を令和 2 年 3 月に策定しました。

過疎地域の自立促進にあたっては、町民一人ひとりが危機意識を持ち、全力で取り組んでいかなければならない、「待たなしの状況」であるという認識のもと、「ここまでやらなければ、町は変わらない」、「朝日町を再生する」という気概を持って、前述の諸課題を克服するための取組みを強化していかなければなりません。

これらのことから、町民アンケートの調査結果や、これまでの施策の成果を検証するとともに、「第 5 次朝日町総合計画」及び「第 2 期朝日町総合戦略」との整合性を図りながら、次の基本方針を設定し、町民の理解と協力のもと、その着実な推進を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

基本方針の実現には、直面する人口減少、少子高齢化への対応と併せて、多様化・高度化する住民ニーズに柔軟かつ的確に対応していくことが必要です。持続可能な地域社会の形成のためにも、限られた地域資源を効率的に活用しつつ、将来を見据えた健全かつ安定した行財政運営を図ることが重要であり、持続的発展のための基本目標を次のとおり設定します。

成果指標	単位	基準値 (R2)	目標値 (R7)
出生率	‰	3.8	4.3
税収納率	%	87.9	90.8
経常収支比率	%	92.9	89.1

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

過疎計画による持続可能な地域社会の形成を目指すためには、総合計画との整合性は必須であり、様々な施策・事業を適切に推進し、政策の達成度を高めていくには、客観的指標に基づく継続的な進捗と管理が必要です。

成果の達成状況については、PDCAサイクルによる「C（チェック）」体制として、産官学金労言の関係者及び住民等の代表からなる検証委員会を組織し、成果の評価・検証を毎年度行うことで、計画全体としてのフォローアップを進めるとともに、必要な見直しを行っていきます。

① 住み続けたいまちづくり

人口減少の流れに歯止めをかけるため、子育て支援の充実、雇用機会の確保、居住環境の整備や財政的支援など、若者の定住促進を図ります。また、豊かな自然や観光資源、広域からの集客が可能なイベントを最大限活用し、多くの人々が滞在・体験・交流する機会を創出することにより交流人口の増加を図り、定住・移住支援に努めます。

② やさしさがあふれるまちづくり

高齢者に対するきめ細かな施策の推進、医療を安心して受けられる環境の整備、安心して子どもを産み育てられる支援体制の構築など、町民の誰もが生涯にわたって心身ともに健やかで暮らすことができるまちづくりに努めます。

③ 活力あるまちづくり

町民一人ひとりが「自らの手で自分たちの地域を守り、知恵を出し合い、地域で決めて実行する」ことを基本とした住民と行政との協働によるまちづくりに努めます。

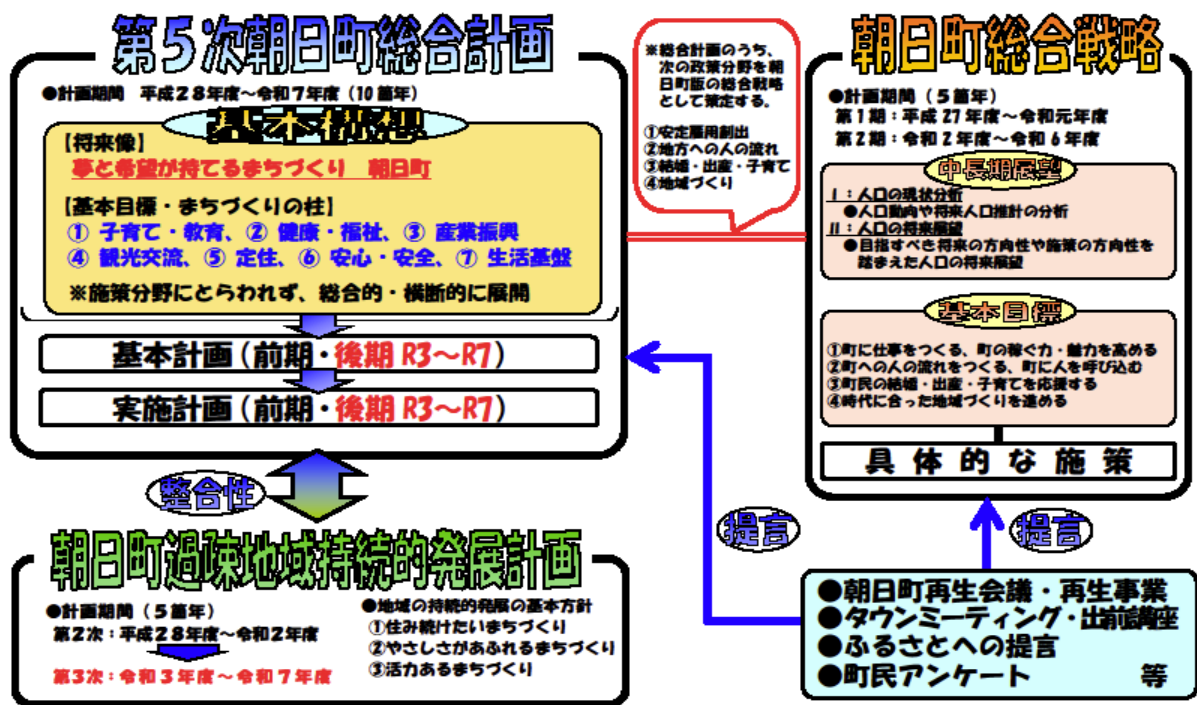
(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

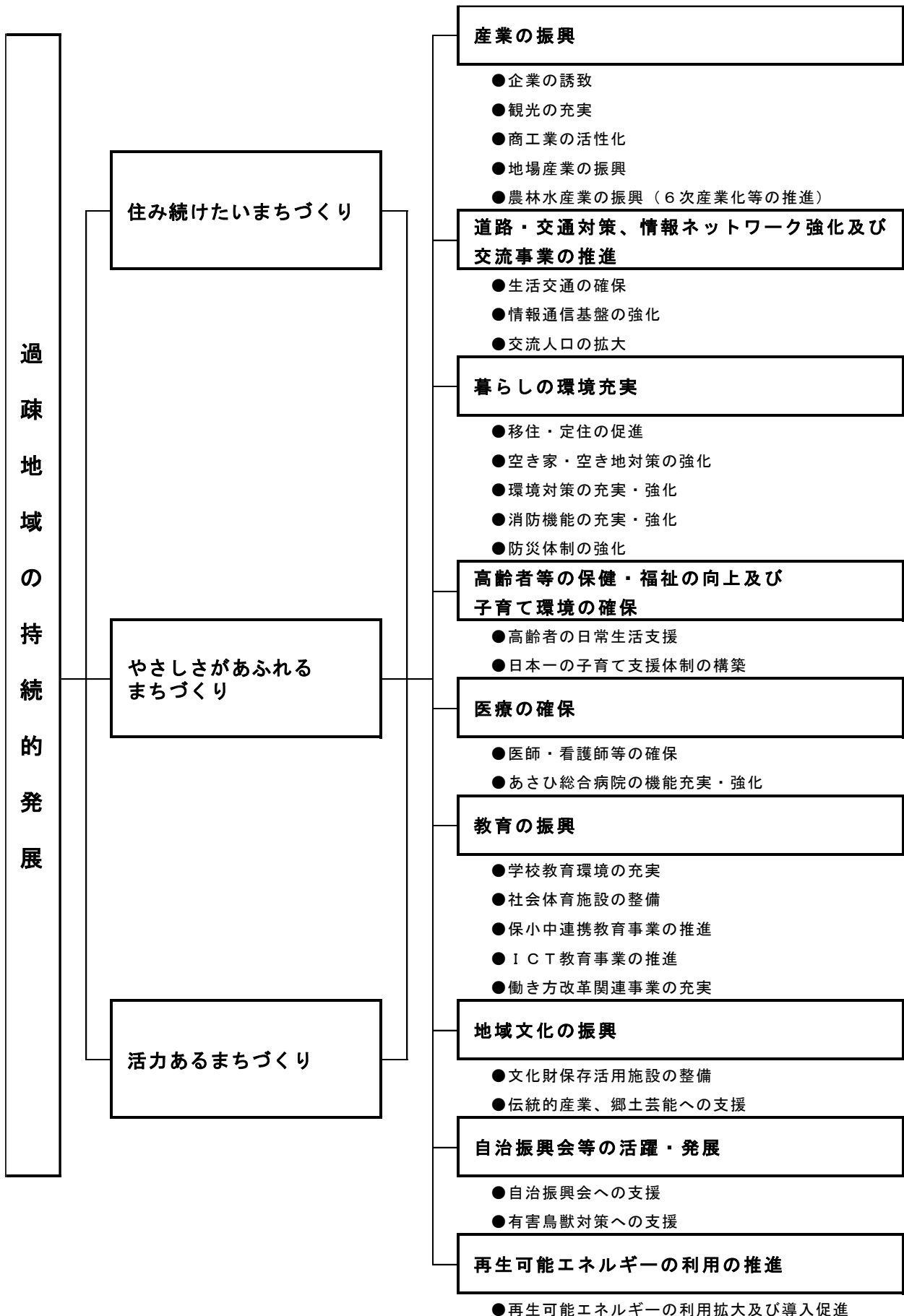
(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や維持・管理などについては、「朝日町公共施設等総合管理計画」に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施します。

過疎計画・総合計画・総合戦略 イメージ図



朝日町過疎地域自立促進計画の体系



第2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

当町の農業は水稻を主体として、水田利活用推進助成事業による大豆・球根・施設園芸が営まれています。農業経営体は、212戸（令和2年、農林業センサス）であり、米価の低迷や就業者の高齢化と後継者不足に伴い、農業従事者の減少に加えて、農家そのものが急激に減少しています。一方で、農業の経営形態については、95%が法人化していない家族経営ですが、農事組合法人や法人等も増えています。また、一戸当たりの経営規模としては2ha以下の農家が多く、自己完結型経営志向が高く、コスト高な生産体質にあります。高齢化に伴い、農作業の受委託、農地の流動化諸施策の実施により、集落営農への取組みや農業経営に意欲ある中核農家を中心とした担い手への農地の集積が進んでいます。

農業生産の中心である米作については、平成30年産米から行政による生産数量目標の配分廃止など米施策の見直しが行われ、また、産地間競争の激化は避けられない状況となっており、消費者ニーズに対応した良質米の供給基地としての地位を堅持、向上させることで、経営環境を安定化させる必要があります。

ほ場整備については、現在、水田の効率的な利用を図るため、客土や暗渠排水などの農地汎用化対策、農業経営体系に見合った用排水路などを整備する土地改良総合整備や大区画ほ場整備事業などの事業を促進しています。今後とも、中核農家などの育成と経営安定を図るため、担い手対策をはじめとする各種施策と連動して生産性の高い低コスト農業のためのAI、IoT等による低コスト化・省力化技術の普及を行うためにも基盤整備づくりを促進する必要があります。

また、当町の良質な農産物や魅力ある特産品を全国へPRし、認知度やイメージの向上を図る取組みが重要であり、効果的な情報発信を強化していく必要があります。

中山間地域においては、平成12年度から継続された中山間地域等直接払制度により、農業生産活動を通じた耕作放棄地の防止や多面的機能の確保、農業用水を利用した小水力発電事業を推進し、今後も農村地域の活性化を図る必要があります。

イ 林業

森林は、木材の生産はもとより、山地の保全や水源のかん養に加え、保健休養等多面的機能を有しており、これらを通じて町民生活に密接な関わりを持っています。さらに近年では、森林の二酸化炭素吸収源としての機能が地球温暖化防止に寄与することから、その役割が大きく注目されています。

当町の森林面積は、平成30年度で19,913haと町総面積の87.5%を占め、このうち12,559haは中部山岳地帯の国有林で、民有林は森林面積の36.9%にあたる7,358haとなっています。しかし、建築木材の需要はほとんどが外国産材により賄われてきましたが、米国における住宅需要の急増等により外国産材が輸入できない、いわゆる「ウッドショック」により、国産材の需要が急増していることから、更なる良質な国産材の生産が必要であり、市場に流通させるためにも、路網整備や木材の循環利用が重要であります。

林業経営については、林業以外で生計を立てている林家が多く、専門林家は見られなくなり、

森林作業のほとんどを森林組合に依頼しており、林業就業者の確保・育成が課題となっています。

ウ 水産業

当町の漁業は、海底が起伏に富み、対馬暖流と日本海固有冷水の存在により、水産資源が豊富で好漁場が形成されています。古くから定置網漁業・ワカメの採取などの沿岸漁業、並びにカニカゴ漁などの沖合漁業が中心となっています。しかし、近年においては、気候変動による頻繁な時化や資源の減少、漁獲量の低迷、輸入水産物の増大、漁価の低迷、就業者の高齢化等による後継者不足など、漁業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

平成 15 年に町内 4 漁協のうち 3 漁協が合併し、現在は 2 漁業協同組合が存在しています。

地域漁業の拠点である宮崎漁港については、日本海の冬期波浪や寄り回り波の影響を受けやすいことから、これまで、改修事業が実施されており、安全で快適な漁港環境の整備が進められてきました。今後は、過去に整備された施設の老朽化対策が課題のひとつであり、機能保全計画の見直しを行うなど既存施設の安全性を確保するための適正な管理と補修整備が重要となっています。

エ 商工業

当町の商業は、相次ぐ他市町での大型店の進出や消費行動範囲の拡大、インターネットやカタログでの通信販売の普及など購入手段の多様化により購買力が町外へ流出しているのが現状です。1 商店あたりの年間販売額が、卸売業・小売業ともに県平均を大きく下回り、零細な商店が大半を占めています。また、高齢化が進む当町において、後継者不足から廃業する商店が増え、中心市街地の空洞化が深刻な問題となっており、歩いて買い物に行ける店舗の支援についての検討が急務となっています。また、活力あるまちづくり、賑わいの拠点づくりに対する取り組みが急がれるなか、共同店舗と既存商店街などの連携を図っていく一方、商店街基盤施設の構造的な改善、存続していくための経営の改善・支援などの対策を講じ、消費者ニーズに適応した商業基盤の整備を進める必要があります。

小規模企業が大半を占める当町の工業も、景気低迷の煽りを受け、国際競争の激化、急激な構造変化への対応など厳しい経営状況にあり、工業の経営安定化に向けた町小口融資などの支援策に努めています。

企業誘致については、地震等の災害や新たな感染症の拡大により、都市部での集中的な操業から、地方へのリスク分散へ向かう企業が増えるものと予想されることから、当町の豊富な地下水、交通の利便性等を PR するなど、魅力ある雇用の場の創出のためにも企業誘致を進めていく必要があります。

企業の倒産やリストラ等による失業者の増大、雇用形態の多様化、勤労者意識の変化など、勤労者を取り巻く環境も大きく変容しています。労働者が町外へ流出しており、町内での雇用機会の確保に積極的に取り組むとともに高齢社会の到来による中高年層の雇用にも取り組むことが重要です。

オ 観光

当町の観光については、ヒスイ海岸や舟川桜並木等の 2 大観光拠点のほか、「海拔 0 m から 3,000m まで」の豊かな自然資源や歴史、文化財に恵まれ、県内や近県からの来訪者のみならず、

北陸新幹線の効果による首都圏からの観光客や、急増している訪日外国人（インバウンド）の来訪も増加しています。

今後は、これらの観光資源を他の分野と連携し、観光客のニーズを的確に捉え、既存の観光施設の有効利用と施設間の連携、また商店街との連携を図る必要があります。

また、新川地域の特性を活かした観光発信として、「新川地域観光開発協議会」や「富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会」、長野県、新潟県の3市1町2村が連携した「北アルプス日本海広域観光連携会議」など他市町との連携による広域観光商品の確立や通年型観光の拠点整備による滞在の促進、地域性豊かな特産品の開発に努めるなど、町の特徴を活かした魅力ある観光地づくりを推進していく必要があります。

さらには、接客サービスの向上や観光案内の充実など「おもてなしの心」による受入体制の整備にも積極的に取り組み、地域のイメージアップを図り、町の活性化に不可欠な交流人口の増大に努めます。

カ 公園

公園は、家族や地域のふれあいの拠点として、あるいは町民の健康づくり、スポーツ、レクリエーションの場として、うるおいや豊かさを感じさせる町民生活に密着した施設です。また、災害時には、避難場所や延焼防止などの機能を発揮し、救援活動や復旧・復興の拠点となるなど、防災対策上にも重要な役割を果たします。今後は、長期的展望に立って町民の憩いの場や防災空間、スポーツ・レクリエーションなどに活用できる公園としての充実や改善整備が必要です。

（２）その対策

ア 農業

- ① 水稲作と転作を適切に組み合わせた望ましい営農体制を構築するとともに担い手を育成し、生産性の高い水田農業を推進します。併せて、経営基盤の安定・強化を図るため、農業法人化を支援します。
- ② 農家研修や就農安定化支援を行い、新規就農者の育成体制として整備した朝日町新規就農者等研修宿泊施設を活用し、農業後継者の育成確保を図っていきます。
- ③ 水稲作を主体とした単作経営から園芸作物を組み合わせた複合経営により農業経営の安定化を図るため、6次産業化や農商工連携事業を活用して地域特産物の開発・振興を促進します。
- ④ 特産品・地場産品などの継続的な生産活動、需要や顧客ニーズ等の把握分析、ブランド価値を踏まえた販売戦略を検討するとともに、当町の魅力の全国へのPR活動を積極的に推進し、当町の認知度やイメージの向上を図り、販路拡大、地元産業の振興、地域の活性化、雇用の増大にも結びついていくよう努めます。
- ⑤ 家畜排泄物や食品残さ、籾殻等を原料とした堆肥化施設の整備を支援し、循環型・環境保全型農業を踏まえた元気な土づくりと高品質な農産物の生産拡大を推進します。
- ⑥ 遊休農地の実態を把握し、農地としての利用が見込める農地については農地中間管理事業を活用するなど農業的利用を確保し、認定農業者などへの集積を図り遊休農地の解消に努めるとともに、地域と関係機関が一体となった遊休農地の解消及び発生防止対策を推進します。

- ⑦ 米を中心に野菜、果物等の消費拡大及び地産地消を推進します。
- ⑧ 営農体系に対応した農道等の改良・舗装に努めます。
- ⑨ 効率的な農業経営や農作業の協業化などによる農作業体系の変化に対応できるよう、農業用排水路や水利施設の整備に努めます。
- ⑩ ほ場を再編成し、大区画ほ場の導入の検討を行い、AIやIoTを活用した生産性の向上並びに省力化に努めます。
- ⑪ 遊休農地を利用し、地域の特色を活かした農業体験メニューの整備とインターネットなどを活用した情報発信の整備に努めます。
- ⑫ 中山間地域等直接払制度、多面的機能支払交付金により、農業生産活動を通じた耕作放棄地の防止と多面的機能の確保、交付金を活用した活動組織の設立など、農村の活性化を図ります。
- ⑬ 再生可能エネルギーである農業用水を利用した小水力発電事業を推進し、農業用施設の維持管理費の負担軽減や農業経営の安定を目指します。

イ 林業

- ① 林業の生産性向上や経営の近代化を図るとともに、森林が持つ多様な機能が発揮できるよう総合的な林業基盤の整備を促進します。
- ② 林業の振興と山村地域の生活改善や森林資源の多面的利用を図るため、山のみち地域づくり交付金事業における林道宮崎・蛭谷線及び羽入・明日線の整備を促進し、広域林道網を整備します。
- ② 公共事業への地域産材の積極的な活用を進めるとともに、民間事業者の地域産材の活用を促進するための支援を行い、林業振興を促進します。

ウ 水産業

- ① 水産基盤整備事業により、県営宮崎漁港の耐震化や長寿命化など、安全で快適な漁港環境の整備を支援します。
- ② 適正な維持・管理により漁港施設の安全性を確保するには、施設の現状を把握し点検整備することが施設の延命化に繋がります。そのため、漁港施設の予防的・計画的な修繕を促し、漁港の安全性・信頼性を確保する対策に努めます。
- ③ 漁業への継続的な就労と漁獲向上に対する支援を行い、水産業振興を促進します。

エ 商工業

- ① 交通手段を持たない町民等への買い物支援として、地場産品や地元商店の商品を取り揃えた店舗の支援を展開し、消費者ニーズに適応した商業基盤の整備に努めます。
- ② まちの顔でもある泊市街部（中心市街地）の活性化に向け、五差路周辺複合施設を核としながら、積極的な利活用に努めます。
- ③ 商店主や商工会、地元生産者などと連携し、増える空き店舗の有効活用、業種の変更や起業支援など新たな振興策づくりの調査・研究活動に取り組み、魅力ある商店街の形成に努めます。
- ④ 商店街の賑わい・個性づくりを促進するため、各種イベントを開催し、イベントを有効に活用できるように支援します。
- ⑤ 共同店舗と一体となっている、文化・コミュニティ施設である「あさひコミュニティホール

アゼリア」の整備及び利活用を図ります。

- ⑥ 優良企業の誘致として、関係機関等とのネットワークなどを効果的に活用し、幅広い情報収集と当町のPRを積極的に行うなど、誘致活動に努めるとともに、既存企業の育成・支援にも努めます。
- ⑦ 工業立地の諸条件を満たす工業用地の確保に努めます。

オ 観光

- ① ヒスイ海岸周辺の観光の充実を図るため、商店街、宿泊施設、キャンプ場、パークゴルフ場などと連携し、同地で開催されるイベントを支援するなど、通年型観光の拠点整備に努めます。
- ② 舟川桜並木を含む「あさひ舟川・春の四重奏」の景観の保持に努めつつ、歴史・文化・自然・健康に資する魅力的な整備を図ります。
- ③ 利用者の満足度を高め、魅力ある観光施設となるよう交流拠点施設の整備などへの支援を強化します。
- ④ 町内に点在している観光施設をそれぞれの商品として連携させ、その施設で携わる人と人とが連携し、お互いの相乗効果が得られるようネットワークの強化を図ります。
- ⑤ 効果的な観光案内板等の整備を図り、接客サービスの向上に努めます。
- ⑥ 従来の観光地めぐりのほか、農業体験や企業見学等、他の産業との連携による新たな観光商品の開発に取り組みます。
- ⑦ 「富山湾・黒部峡谷・越中にかわ観光圏協議会」、「新川地域観光開発協議会」、「北アルプス日本海広域観光連携会議」への参加により、広域化する観光行動と多様化する観光ニーズに対応するため、広域観光ルート利用への施策に積極的に取り組みます。また、北陸新幹線の開業に対応し、当町と黒部宇奈月温泉駅を結ぶ公共交通（公共バス）の利便性を図り、観光客の誘客に努めます。
- ⑧ 朝日町をPRするため、様々な媒体を活用した情報受発信体制を強化し、交流人口の拡大を図ります。

カ 公園

- ① 歴史的資源や海・山・川などの優れた自然環境を活用し、憩い、健康づくり、交流促進、防災などの多様な機能を有する公園緑地の整備に努めます。
- ② 身近な自然を生かした憩いの場として、公園や緑地広場などの適正な維持・管理に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	基盤整備 (農業)	担い手育成事業	町	
		農村振興整備事業	民間	
		農業農村整備事業	県	

	(林業)	バイオマス利活用推進事業	民間	
		小水力発電事業	町・民間	
		林道整備事業	町	
		山のみち地域づくり交付金事業	県	
	(水産業)	水産基盤整備事業	県	
	地場産業の振興	地場産業振興施設整備事業	町	
	企業誘致	企業立地奨励事業	町	
	商業	商業施設等基盤整備事業	町	
	観光又はレクリ エーション	ヒスイ海岸周辺整備事業	町	
		舟川桜並木周辺活性化事業	町	
		自然公園等整備事業	町	
		観光施設等整備事業	町	
		公園施設等整備事業	町	
		情報受発信強化事業	町	
	過疎地域持続的 発展特別事業	担い手育成事業	町	
		6次産業化・農商工連携推進事業	町	
		経営体育成支援事業	町	
		地域振興作物栽培事業	町	
		耕作放棄地対策事業	町	
		地産地消推進事業	町	
		農林水産物・特産品等発信事業	町	
		林業振興事業	町	
		水産業振興事業	町	
企業立地奨励事業		町		
商業活性化事業		町		
観光活性化事業		町		
その他	6次産業化・農商工連携推進事業	町		

【 特に推進すべき施策 】

- 企業の誘致
- 観光の充実
- 商工業の活性化
- 地場産業の振興
- 農林水産業の振興（6次産業化等の推進）

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

持続する地域経済の活性化のためには、産業振興を柱とした企業誘致をはじめとして、既存企業・事業所における経営体質の強化、雇用機会の創出や人材育成が求められており、事業用資産に対する減価償却の特例や固定資産税の課税免除等により、経営基盤の安定と強化に向けた支援を図ります。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
朝日町全域	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、(2) その対策及び(3) 計画のとおり

加えて、新川地域における近隣市町との一体的かつ広域的な産業の振興により、持続する地域経済の活性化と発展を目指します。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

朝日町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施します。

第3. 道路・交通対策、情報ネットワーク強化及び交流事業の推進

(1) 現況と問題点

ア 交通

当町の道路交通は、北陸自動車道、国道8号を骨格とし、近隣地域へ連絡する主要地方道や広域道路（農道）、地域内道路である県道、都市計画道路などで形成され、「人と暮らしを支え、地域の最も基礎的な社会基盤」として町民生活の活性化に大きく寄与しているところです。

今日の車社会の進展に伴い、引き続き幹線道路の整備とアクセスを確保するための機能的で安全な道路整備を進めていくことが必要となっています。

こうした状況を踏まえ、県道・町道などの整備の促進、広域道路としてその効果を最大限に発揮できるネットワークの再構築を図るとともに、日常生活を支える道路については、安全性の確保を第一に、地域の実情を十分に把握し、特に高齢者などの交通弱者に配慮した歩道の整備など、人にやさしく、安全で快適な道路づくりが求められています。

雪対策については、過去の豪雪被害を契機に、これまで機械除雪や無雪害街づくり事業などによる消雪工や流雪溝などの施設整備を図ってきたところです。しかしながら、今後も雪対策施設の整備が求められており、路面凍結対策、交差点の除排雪の強化、歩道除雪の推進などきめ細かな対応への要望が高まることが予測されます。また、地域ぐるみによる除排雪をさらに推進し、行政と地域が総合的に雪対策に取り組むことが求められています。

更には、過去に整備された橋梁など、道路施設の老朽化対策も重要な課題のひとつであり、延命化計画を基に、既存施設の安全性を守るための適正な管理と補修が求められています。

当町は、車社会の進展はもとより、北陸自動車道朝日インターチェンジを有するなど、自家用車に依存した地域交通体系が進んでいます。他方、自動車を運転できない人々にとって必要不可欠な交通手段である鉄道・バス・タクシーは、その利用者の大幅な減少により経営環境が著しく悪化しています。利用者の減少は民間路線バスを撤退させましたが、現在は、公共バスが鉄道・タクシーとともに公共交通機関としての役割を担っています。今後は、運行していなかった地域や利用人数の少ない地区に対して、その実態に見合った車輛やリクエスト運行によるきめ細かな対応を行うなど、さらなる運行サービスの充実を図る必要があります。

また、生活圏の拡大と高速交通時代に対応する北陸新幹線が平成27年3月に開業しましたが、その一方、並行在来線は、日々の通勤・通学・買い物といった地域住民の日常生活を支える移動手段であるとともに、広域的・幹線的なネットワークを支える重要な役割を担っています。今後、当町と黒部宇奈月温泉駅を結ぶ公共交通の充実や第三セクター化された並行在来線の安定的な経営と利用者の利便性の向上に向け、積極的に取り組んでいく必要があります。

イ 情報化

当町では、広報あさひ、ホームページ、ケーブルテレビなど、様々な媒体を活用して行政情報の提供・公開を積極的に行っています。今後さらに、町民、事業者、行政が協働と連携によるまちづくりを推進していくためには、時代に即応した情報化を進め、より積極的な情報提供・共有の推進、「知りたい情報」及び「伝えたい情報」が適時的確に入手できる体制を強化していくことが重要となっています。

近年、スマートフォンやタブレット端末、ワイヤレス通信等の普及にみられるように、あらゆる分野において情報通信技術（ICT）の活用が急速に進んでおり、より高速かつ大容量の通信網の整備が求められております。また、行政においても、Society5.0といった新たな社会を見据え、IoTやAIなどの先端技術の活用やデジタルトランスフォーメーション（DX）などの一層の推進によって、便利で簡素な行政サービスの提供と快適なまちづくりを進めていくことが求められています。

さらには、安全な暮らしを補完するためには、有事の情報を的確に伝達する必要があります。地震・台風などの災害等に適切に対応するため、災害情報の収集・発信体制の強化が求められています。

ウ 交流

情報・通信手段や交通手段の発達に伴い、人・物・情報の流れが、国内・世界へと拡大しています。

当町においては、国内交流では、友好親善都市である釜石市との交流事業やビーチボール競技誕生の町として「全国ビーチボール競技大会」や「翡翠カップビーチボール全国大会」など全国大会の開催、国際交流では、海外研修や外国語指導助手招致事業などを通じ、それぞれの交流の輪を広げてきました。

北陸地方の悲願であった北陸新幹線が開業し、首都圏・長野方面との移動時間の短縮が図られ、現在、金沢以西の整備も進められているなか、更なる利便性の向上による国内交流が期待されます。

また、団塊の世代が大量に退職し、この年代層が交流人口の増大や観光振興を図るうえでの核・要素となり、大きな潮流・期待になると見込まれ、様々な分野で交流人口マーケットをしっかりと捉えることが、町の発展の大きな契機にもなります。地域に根差した文化、風習、そして地域の「人となり」を体感できる移住交流体験施設の整備など、如何に交流促進や定住に繋がる積極的な取組みを行えるかが課題です。

（２）その対策

ア 交通

- ① 安全性の確保を第一に、地域の実情を十分に把握し、安全性や利便性を高めた質の高い道路整備を推進します。
- ② 市街地とのアクセス強化を図るため、都市計画道路並びに町道の改良舗装を推進します。
- ③ 市街地や通学路を中心に歩道や安全施設の整備を推進するとともに、歩道の段差解消など歩行者にとって快適で安全な道路づくりに努めます。
- ④ 道路施設の安全性を確保するには、施設の現状を把握し点検整備することが、施設の延命化に繋がります。このため、道路橋梁等の予防的な修繕及び計画的な改修に努め、これらに係る費用の縮減を図りつつ、道路網の安全性・信頼性を確保する対策に努めます。
- ⑤ 広域的な道路ネットワークの主軸として、都市計画道路を含む県道の道路改良事業の促進を図ります。道路の新設・改良にあたっては、雪に強い道路網の確立のために歩道・堆雪スパー

ス・消流雪施設の整備を推進し、快適な道路環境と道路機能の保持に努めます。

- ⑥ 除排雪作業体制の充実として、除雪機械の強化と更新、迅速・安全な作業体制の確保を図ります。
- ⑦ 人家連担した機械除雪が困難な道路における消雪施設整備や既存施設の更新を図ります。
- ⑧ 人家連担地区における宅地内雪処理などが効率的にできるよう、流雪溝整備を推進します。
- ⑨ 生活道路などの交通確保のため、地域ぐるみによる除排雪を指導・推進するとともに、小型除雪機械の貸与を行います。
- ⑩ 地域のニーズによる公共バス（あさひまちバス）の運行日時の改正や路線の見直し、便数の拡大、快適な車両整備など利便性の向上に努めます。
- ⑪ 町民等に対する移動手段の確保や地域の実情に対応した持続可能で効率的な交通サービスの導入検討など、生活交通の確保に努めます。
- ⑫ 県内や隣接県への主要な交通手段である「あいの風とやま鉄道」が、より地域に愛される鉄道となるよう、利用促進や利便性の向上に努めます。さらに、駅舎そのものの賑わいを創出し、地域の活性化につなげるため、併せて泊駅及び越中宮崎駅周辺の整備にも努めます。
- ⑬ 北陸新幹線の開業効果を最大限に発揮するため、当町と黒部宇奈月温泉駅を結ぶ交通手段の確保・存続に努めます。

イ 情報化

- ① 当町の情報発信機能を総合的に高め、町の魅力を強力にアピールするとともに、「知りたい情報」、「伝えたい情報」の適時かつきめ細かい発信に努めます。
- ② 町民が等しく高画質かつ高性能な放送サービス、高速大容量通信の恩恵を受けることができるよう、光ケーブル網の整備など、次世代にも対応した通信基盤の確保に努めます。
- ③ 町民が気軽にインターネットを中心とした情報通信機器を利用する機会を創出するため、情報交流スペースの確保に努めます。また、W i - F i 等を活用し、町民や来町者が気軽に利用できるインターネット環境の整備に努めます。
- ④ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末等を活用した行政サービスの提供に努めます。
- ⑤ インターネット上での議会中継の公開や議会中継システムのデジタル化など、町政に関する情報発信機能の強化に努めます。
- ⑥ 行政手続における電子化の推進、個人番号カードの活用、セキュリティの強化に努めます。
- ⑦ 各種関連業務におけるO A化の推進、人工知能（A I）やロボティックプロセスオートメーション（R P A）等を活用した業務効率化、セキュリティ対策の強化に努めます。
- ⑧ 避難場所等における通信網の整備・活用など、災害情報の収集・発信体制を強化します。

ウ 交流

- ① 当町で誕生したビーチボール競技の普及・啓発に努め、スポーツを通じた交流を促進します。
- ② 農山漁村の良さを生かした体験型のグリーン・ツーリズム等の推進による交流を促進します。
- ③ 農林漁家等において行われる“ふるさと生活体験”などに取り組む修学旅行や課外授業により、地域の自然や産業、文化といった資源を活かし、我が朝日町の効果的な発信と新たな交流人口の拡大を目指します。
- ④ 都市部において、当町の情報発信を行うことで、当町の風土や人情を知ってもらう機会を増

やすとともに、来町・交流機会の増大に努めます。

- ⑤ 町内の空き家を活用し、町での生活を「お試し」で体験できる移住交流体験施設を整備し、交流基盤の強化を図るとともに、その施設を活用した企画・イベント等を通じて、地域間交流の拡大、ひいては移住・定住の促進に繋げてまいります。
- ⑥ 東京朝日会、関西朝日会等の町出身者や、ビーチボール大会参加者、町の農産加工品購入者など当町に縁のある方との交流の推進に努め、これらを起点とした交流の輪（ネットワーク）の拡大に努めます。
- ⑦ 世界に開かれた地域社会づくりに資するため、文化・スポーツ団体等による民間交流活動など町民レベルでの国際交流を促進します。また、町内に居住する外国人との交流を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 道路・交通 通対策、情報ネ ットワーク強 化及び交流事 業の促進	市町村道 (道路) (橋りょう) (その他)	都市計画道路事業	町	
		町道整備事業	町	
		交通安全施設整備事業	町	
		都市計画道路事業	県	
		県道整備事業	県	
		除雪対策事業	町	
	電気通信施設等 情報化のための 施設	情報交流施設整備事業	町	
		情報発信機能強化事業	町	
		情報通信施設整備事業	町・組合	
	自動車等 (自動車) (雪上車)	公共バス等整備事業	町	
		除雪機械等整備事業	町	
	地域間交流	移住交流体験施設整備事業	町	
	過疎地域持続的 発展特別事業	都市計画道路事業	町	
		生活道路整備事業	町	
		公共交通支援事業	町	
		交流事業	町	
		移住交流体験施設管理運営事業	町	
		並行在来線対策事業	町	

【特に推進すべき施策】

- 生活交通の確保
- 情報通信基盤の強化
- 交流人口の拡大

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

朝日町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施します。

第4. 暮らしの環境充実

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

大都市の一極集中が進み、当町においても過疎化・高齢化が進んでおり、今後その傾向がさらに加速されることが懸念されています。一方で、都市部に住む人の中には、地方で暮らしたいと希望する人も増えており、団塊の世代から子育て層までの各世代において、従来の働き方や生き方を見直し、心豊かな「地方での暮らし」がライフスタイルの一つとして捉えられるようになってきています。しかしながら、「地方に住みたいと思っても、地域の風土や人となじめるのか、生活できるのかなどの不安要素が原因で、なかなか移住を決断できない。」という声があるのも現実です。

また、町内に多くの空き家・空き地が存在する中で、そうした物件を求める方も増えています。しかし、所有者の都合で借りることができなかつたり、修繕が必要だつたりと、利活用できる空き家・空き地が市場に流通していない、知られていないことが現状であり、こうした状況を改善し、移住者受入れのチャンスを見逃さないための取組みが必要となっています。さらに空き家・空き地を住まいとして提供する取組みだけに留まらず、サテライトオフィス誘致など新たな利活用策にも取り組む必要があります。

このような状況を踏まえ、都市部から地方へ、そして他自治体から当町への流れを作り出し、地域の活性化を図るためには、豊かな自然に囲まれた居住環境、手厚い子育て支援、雇用の受け皿など、当町での魅力ある暮らし方、働き方の提案を、移住検討者に向けて効果的にアピールしながら、受け入れ体制の整備・充実に取り組む必要があります。

イ 住宅等

町民の住宅に関する意識は、核家族化の進行などにより住宅、宅地に対するニーズも高度化・多様化しています。

当町では、これまで町営住宅の建設を行うとともに、若者を対象とした宅地分譲事業に取り組み、平成15年度に「よこお団地」の分譲販売を開始して以来、「沼保さみさと分譲地」、「幸町分譲地」、「中道下分譲地」の造成を行い住宅・宅地の供給を行ってきました。令和2年度末現在、分譲中の宅地は6区画となっており、今後、新たな分譲宅地の造成と販売促進に向けたPRや取組みが必要です。

一方、向陽町及び旭ヶ丘町営住宅は、建設後相当の年月を経過していることから、今後、安全で快適な住環境の確保と長寿命化のための計画的な維持修繕が必要です。

また、人口定住対策の観点からも、民間活力による賃貸住宅の建設、住宅取得促進補助金や賃貸住宅家賃補助金などの定住サポート事業を推進してきたところであります。その積極的な活用とともに、恵まれた自然環境と地域的特性を生かした良好な居住環境を形成するため、泊駅南の土地区画整理事業を推進するとともに、都市公園の整備に取り組むことが必要です。

居住環境についても、地球温暖化対策や災害対策などのあり方が見つめ直されており、省エネ対策やバリアフリー対策、耐震対策などといった「住まいの充実」が求められています。

また、空き家・空き地が多く見られるようになり、その対策を講じていく必要があります。

近年は、町内の空き家における購入や賃貸に関する問合せが増加しており、希望者が必要とする情報をきめ細かく取得するとともに、紹介できる物件情報や地域の生活情報を一元的に提供できる体制づくりの充実が必要です。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加や転居・転出を要因とした特定空き家等の増加が見受けられ、その適正な管理が求められています。

ウ 水道施設

安全安心な水の供給を維持していくためには、年間を通じた飲料水としての安定供給と水質管理が重要であり、各水道組合が所有する簡易水道施設の適正な保全や管理を促進していくためにも、更新費用や維持管理に対する支援を継続していくことが必要です。

エ 下水道

下水道は、私たちの日常生活には不可欠な施設であり、トイレの水洗化、生活雑排水の排除といった生活環境の改善のみならず、河川など公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設です。

当町における下水道整備は、平成8年度に「朝日処理区」として下水道事業の認可を受け、大平、笹川の全地域と南保、山崎、大家庄の一部を除く地域の整備を行っており、下水道終末処理場である朝日浄化センターにて汚水処理を行っています。

また、今後は下水道施設の老朽化や耐水化の対策として、ストックマネジメント計画や耐水化計画などの策定を行い、既存施設の長寿命化や耐水化に向けた対策工事等に取り組む必要があります。

なお、下水道整備を行わない地域については、合併処理浄化槽（個人設置型）の設置費に対し、補助制度による支援を行っていきます。

オ 環境衛生

生活水準の向上や産業活動の高度化に伴って、大量生産・大量消費型の社会の仕組みと、その前提である資源やエネルギーの大量消費により、資源の枯渇や地球温暖化による気候変動などが、地球規模の重要な課題となっています。

この限りある資源、環境を次世代へ繋げるために、持続可能で環境にやさしいまちづくりの推進のため、循環型社会の構築と地球温暖化対策の取組みが必要です。

循環型社会への構築に向けて、町民・事業者・行政の協働によるごみの減量化、資源の有効利用等の3R（リデュース・リユース・リサイクル）、廃棄物の適正処理の取組みを進めると同時に、廃棄物処理施設の機能向上による長寿命化や環境負荷への低減を図るなど、公害防止に努めます。

また、地球温暖化対策については、町民一人ひとりが省エネルギーに配慮した生活や事業活動を実践することに加え、再生可能エネルギーなどの普及に努め、低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。

カ 火葬施設

新川広域圏事務組合が管理する東部斎場は、人生終焉の儀式を執り行う厳粛な施設であり、死

者を弔う地域住民にとって必要不可欠な施設であります。昭和 51 年の竣工・稼働以来、40 年余りを経過し、建屋や火葬炉等の老朽化が懸念されています。

施設の保安全管理と設備等の計画的な補修により、斎場全体の適正な管理運営を維持していくことが必要です。

キ 消防

火災などから町民の生命、身体及び財産を守り、安全な生活を確保していくうえで、消防行政は重要な施策の一つとなっています。全国における富山県の火災の発生状況は、幸いにも少数県となっており、当町においても、消防機関や町民の努力により一定の成果を上げています。

しかしながら、近年の地域住民を取り巻く社会環境は大きく変化し、高齢化社会の進展や生活様式の多様化・高度化と相まって火災をはじめとする各種災害が複雑多様化・大規模化する傾向にあります。

これらの災害を未然に防止し、町民が安心して暮らせる地域社会を作るためには、消防機関の充実はもとより、住民と企業及び消防機関が一体となった地域ぐるみの防災体制の確立、防火思想の普及や広域消防体制の連携強化、に積極的に取り組むことが重要です。

さらに、自主防災組織の充実・強化、消防拠点施設の整備、消防団の活性化対策、消防車両及び消防水利施設などの整備を図るとともに、予防査察等を強化し、火災など災害の未然防止や被害の軽減に努める必要があります。

ク 救急救命

当町では、昭和 45 年に救急業務を開始以来、多くの人々の救助に携わり、安心して暮らせるまちづくりを目指しています。しかしながら、近年、交通事故の増加傾向、高齢化の進展、疾病構造の変化などにより、救急出動件数は増加傾向にあり、今後ますますこの傾向は顕著になるものと思われます。

さらに、救急現場や搬送途上での適切な応急処置を施すなど、傷病者の救命率を高める目的から平成 3 年に救急救命士法の制定など救急隊員の応急処置範囲の拡大がなされました。こうした救急業務の高度化に適切に対処していくため、救急隊員の資質の向上と救急救命士の養成を行うとともに、高規格救急車、救急資機材の整備、医療機関との連携の強化が一層必要となっています。

また、救助活動については、近年、複雑多様化傾向にあり、特に北陸自動車道の交通量の増加に伴う大規模な交通事故や、長大トンネル内での重大事故の発生も予想されるため、各種災害救助に速やかに対応すべく、隊員の資質の向上と高度救助用資機材の整備・充実・強化を図る必要があります。

ケ 防災

当町の地形は急峻であるうえ、地すべりや山崩れの起こりやすい地質であるため、過去においても集中豪雨の際に土石流や急傾斜地の崩壊・崖崩れなどの災害が発生し、町民の生命と財産に多大なる被害を与えてきました。

令和元年 10 月に発生した台風 19 号では、当町において大きな被害は無かったものの、降り始

めからの 24 時間降水量が観測史上最高を記録し、町として初めて避難情報として「警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。

また、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、災害発生時における避難所等での感染防止対策を講じることも不可欠であります。

近年は、治山・治水事業による地すべり・なだれ防止施設の整備、保安林改良、治水ダムの建設、中小河川の改修などの整備に努めてきております。

しかし、災害は時と場所を選ばず発生し、最近では国内各所において地震や台風などさまざまな災害が発生するなど、新たな災害想定も必要となってきました。自主防災組織の強化、災害時安否確認用名簿の整備などによる災害時の体制の強化、資機材の充実も含めた防災施設の整備、災害時の対応・判断力を養う防災思想の普及など、これまでの災害経験も踏まえ、一層きめ細かな防災対策が必要です。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ① 移住・定住、空き家・空き地情報に対する総合的な窓口・システムを構築し、希望者に対する対応が迅速に行える体制の整備に努めます。
- ② 空き家・空き地情報が単なる「物件情報」ではなく、移住・定住に資する「生活情報」（行事・町内会情報・就業・イベント情報）としての提供を行います。
- ③ 都市部において、当町の情報発信を行うとともに、自然豊かな地方での生活を希望する方々を対象とした移住・定住セミナー等を開催し、都市部から地方への移住・定住を促進します。
- ④ 移住・定住を検討している方に向けて、お試しで移住体験ができる施設を提供し、当町の豊かな自然や風土、歴史、文化などを体感してもらい、移住・定住促進に繋げる取組みを進めます。
- ⑤ 空き家所有者に対し家屋を貸し出す際に必要となるリフォーム等への助成を行い、空き家、特定空き家の解消、移住・定住に繋げる住まいの提供促進に努めます。
- ⑥ 定住を促進して人口減少に歯止めをかけるとともに町の活性化を図るために、定住サポート事業の啓発・促進・充実に努めます。
- ⑦ 空き家・空き地の利活用の促進のため、町ホームページでの「空き家・空き地情報バンク」の充実を図るとともに、不動産関係団体（全日本不動産協会富山県本部、宅地建物取引業協会新川支部）と連携し、空き家・空き地の売り手・貸し手と買い手・借り手の両者にとって安心して確実な情報提供を目指します。
- ⑧ サテライトオフィス進出を希望する都市部等の企業に対し、進出に必要な経費等への助成を行い、地域の活性化促進に努めます。

イ 住宅等

- ① 既存町営住宅の維持・修繕により、快適な住環境の確保と長寿命化に努めます。
- ② 住宅取得促進補助金や賃貸住宅家賃補助金、民間賃貸住宅建設補助金制度などの定住サポート事業の啓発・促進・充実に努めます。
- ③ 住宅用地の造成・開発、支援等により、良質で安価な宅地の供給に努めます。

- ④ 泊駅南土地区画整理事業を推進し、住宅地化、都市公園整備などの土地利用を図ります。
- ⑤ 省エネやバリアフリー、耐震対策などといった既存住宅のリフォームに対する支援により、快適で安全・安心な住環境の促進を図ります。
- ⑥ 空き家等の適正な管理とともに、老朽危険家屋等については、家屋の除却・改善を促していきます。中でも道路や隣家に倒壊する恐れがあるなど著しく危険な状態の特定空家等については、必要な措置を講じた上で、場合によっては町が代執行により除却を図ります。

ウ 水道施設

- ① 水の安定供給と水質確保のため、簡易水道施設の更新費用や維持管理に対する支援を推進します。

エ 下水道

- ① 朝日町下水道整備計画に基づき、認可区域内の整備に努めるとともに、ストックマネジメント計画及び耐水化計画などに基づき、施設の長寿命化や耐水化を図り、適正な維持管理に努めます。
- ② 下水道整備を行わない地域における合併処理浄化槽（個人設置型）の設置費に対する支援を推進します。

オ 環境衛生

- ① 大量生産・大量廃棄、過剰包装や使い捨て商品の購入を控えるなど、ライフスタイルの見直しを啓発します。また、ごみの適正な分別・排出の指導徹底に努めるとともに、資源物の回収、リサイクルを推進します。
- ② 廃棄物処理施設の改修や建物施設の補修等、施設全体の適正な保安全管理に努めます。

カ 火葬施設

- ① 火葬設備の改修や建物施設の補修等、施設全体の適正な保安全管理に努めます。

キ 消防

- ① 消防団車庫等の防災拠点施設を整備し、消防団の装備の基準を踏まえた消防機能の充実・強化に努めます。
- ② 各種の火災に対処するため、消防車両の計画的な整備を図り、緊急援助隊装備を含めた大規模火災事故に備えた資機材の増強に努めます。
- ③ 消防水利不足地域において、消防水利の基準で定める防火貯水槽を整備し、消防活動の万全を図ります。

ク 救急救命

- ① 救急業務の需要増加や救急の高度化に適切に対応するため、高規格救急車や救急資機材の整備に努めます。
- ② 多種多様な災害に速やかに対応できるよう、高度な救助資機材の整備に努めます。

ケ 防災

- ① 平常時における防災思想の普及、安否確認体制の構築など、住民や企業なども加わった地域ぐるみの防災体制の確立や自主防災組織の育成・支援に努めます。
- ② 感染防止対策の徹底・強化に努めます。
- ③ 災害時に孤立するおそれがある集落における防災体制の強化・充実に努めます。
- ④ 山地・河川・海岸などの保全事業の促進を図るとともに、防災行政無線・防災資機材の充実に努めます。
- ⑤ 自然的、社会的要因で生じた施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策を推進します。
- ⑥ 崩壊や崖崩れなどの災害を防止するため、治山事業や地すべり・なだれ・急傾斜地崩壊防止対策を推進します。
- ⑦ 保安林の拡大や施業を行い、森林の防災機能を強化します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3 暮らしの環 境充実	水道施設 (簡易水道)	簡易水道事業	民間		
	下水処理施設 (公共下水道) (合併処理浄化槽)	下水道事業	町		
		合併処理浄化槽設置事業 (個人設置型)	民間		
	廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	廃棄物処理施設整備事業	組合		
	火葬場	斎場施設整備事業	組合		
	消防施設	消防団拠点施設整備事業	町		
		消防自動車等整備事業	町		
		消防水利施設整備事業	町		
	公営住宅	町営住宅長寿命化・利便性向上事業	町		
	過疎地域持続的 発展特別事業	定住サポート事業	町		
		民間賃貸住宅建設促進事業	町		
		既存住宅リフォーム支援事業	町		
		移住・定住促進事業	町		
	その他	空き家・空き地対策事業	町		
		移住・定住促進事業	町		
		資源物回収施設整備事業	町		
			消防団装備強化事業	町	

		高規格救急車整備事業	組合	
		救急資機材整備事業	組合	
		防災対策事業	町	
		治山治水事業	町	
		都市公園等整備事業	町	
		土地区画整理事業	組合	

【 特に推進すべき施策 】

- 移住・定住の促進
- 空き家・空き地対策の強化
- 環境対策の充実・強化
- 消防機能の充実・強化
- 防災体制の強化

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

朝日町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施します。

第5. 高齢者等の保健・福祉の向上及び子育て環境の確保

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

当町の高齢者数（65歳以上人口）は、令和2年10月1日現在で4,939人に達し、高齢化率は45.1%（富山県32.7%、全国28.7%）と極めて高い状況にあります。また、少子化や核家族化の影響で高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者、寝たきりや認知症など援護を必要とする高齢者が増加しています。

町では、これまで、高齢者向け施設サービスの提供基盤の充実を図ってきたほか、援護が必要な高齢者の在宅での生活を支援するため、訪問介護・訪問看護事業をはじめ、自立生活支援や家族介護支援など、在宅福祉の充実・拡大を図るとともに、高齢者の生きがいと健康づくりに努めてきました。

今後、高齢者が住み慣れた地域や家庭において、生きがいを高め、いつまでも健康で自立した生活を続けられるよう、就労の場の確保や生涯学習、ボランティア活動の支援などを通じて、円滑に社会参加できる施策の展開や要支援・要介護状態となることの予防を目的とした介護予防施策を推進する必要があります。また、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを実現していきます。

イ 障害者（児）福祉

障害のある人もない人も、互いに支えあい、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害者の自立と社会参加の促進に向けて、基盤を整備することが求められています。

令和2年4月1日現在、当町における障害者数は、身体障害が714人（人口の6.1%）、知的障害は127人（同1.1%）、精神障害は46人（同0.4%）となっています。町では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付（障害福祉サービス、自立支援医療、補装具費 他）や地域生活支援事業（相談支援、日中一時支援、日常生活用具の給付・貸与 他）、児童福祉法に基づく障害児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援 他）の提供を行うほか、福祉金の支給、重度障害者に対する医療費の助成など、様々な障害者福祉の推進に努めています。

ウ 健康づくり

生活環境の改善や医学の進歩により、多くの人々が長生きできる時代となった反面、食生活や運動習慣等を要因とする生活習慣病が増加してきました。

生活習慣病を予防するためには、病気の早期発見や治療に留まるのではなく、健康を増進し、発病を予防することにより、健康で明るい活力に満ちた生活を目指す必要があります。

また、高齢社会を迎え、「寝たきり」「認知症」等の問題は避けて通れないものであり、「健康寿命の延伸」が大きな課題となっています。高齢者が、健康でいきいきと暮らせる町を目指し、要介護状態となることを予防するための介護予防活動をより充実させていく必要があります。

エ 予防衛生

結核予防については、感染症法に基づき結核検診や予防接種を実施しています。

感染予防については、医学・医療の進歩や衛生水準の著しい向上により、多くの感染症が克服されてきましたが、近年は鳥インフルエンザや新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の新たな感染症も出現しています。

このことから、感染症予防の知識の普及、平常からの予防対策の充実や非常時における防疫体制の充実・強化を図る必要があります。

オ 出会い・結婚支援

近年、「未婚化」や「晩婚化」さらには「非婚化」が進む要因として「出会いの場の減少」、「女性の社会参加」、「価値観の多様化」などが考えられます。少なからず、未婚者の増加や晩婚化、出生率の低下などによる若年人口の減少が、人口減少社会を助長し、将来への負担や不安感を増大させていることは否めません。このことから、深刻さを増す少子化対策の1つとして、結婚への働きかけ、いわゆる「婚活対策」の推進が重要となってきています。

カ 子育て支援

全国的に少子化が急速に進行しています。当町においても出生数の減少は著しく、平成元年度の出生数が128人であったのに対し、令和2年度では44人と減少傾向が著しく、少子化対策が喫緊かつ重要な課題となっています。

また、核家族化、女性の社会進出の拡大、地域の連帯感の希薄化などにより、子育てをめぐる環境も大きく変化しています。

当町では、乳児保育、早朝・延長保育などの多様な保育ニーズに対応するため、平成15年にあさひ幼児教育センターひまわり幼稚園（現ひまわり保育園）、平成21年にいちご保育園、平成26年度にさくら保育園を開設し、平成26年度から休日保育を実施しました。さらに、子育て中の親子が気軽に集い、相談や交流、情報交換ができる拠点として子育て支援センターをひまわり保育園といちご保育園に併設し、一時保育の実施など新たな活動を展開するとともに、平成27年度からは「病児保育室スマイル」を開設し、病児・病後児保育にも取り組んでおります。また、近年は、出生児童の減少により入所児童数が減少している一方で、低年齢児からの入所が増加傾向にあることから、保育に係る職員の資質向上や職員配置の充実を図りながら、施設の老朽化に伴う適正な維持管理も必要となってきています。保育環境のみならず、住宅での育児を支援するための「おうちで子育て応援事業」など、多岐にわたる子育て支援への対応が必要となってきます。

児童の健全育成対策としては、平成17年に児童館を整備、平成23年度からは自治振興会等が地区の拠点施設を活用して自主的に取り組む子どもの居場所づくり事業を実施、平成25年度にあさひ野っ子放課後児童クラブを開設し、健全な遊びの提供と放課後や夏休みなどの長期休暇における子どもの居場所を確保してきています。今後とも児童委員をはじめ自治振興会、関係機関・団体、ボランティアなどの連携のもと、児童の安全対策の強化を目指していく必要があります。

子どもに対する医療費の助成については、昭和48年7月からの乳児（0歳児）を対象にした助成制度に始まり、その後対象年齢の拡大や助成内容の拡充を重ね、平成14年度には未就学児まで全額助成としております。また、平成18年度からは対象を小学生までに拡大し月額1,000円

を超える分の助成、平成 23 年からは対象を中学生までに拡大、平成 27 年からは小中学生も全額助成となりました。さらに、子育ての各世代に切れ目なく一層の支援を図るため、平成 28 年度からは高校生世代まで全額助成しております。

ひとり親家庭については、抱える悩みや行政に対する要望など具体的なニーズの把握に努め、医療費の助成や保育料の軽減、手当の支給など従来の福祉施策の充実を図るとともに、保護・指導を行い、児童・父母ともに健康で文化的な生活の安定と向上の支援に努める必要があります。

母子保健は生涯の健康の基礎であり、また次世代を健やかに生み育てるため、極めて重要です。丈夫な子どもを生み育てるための支援、障害のある子どもに対する支援、地域全体で子育てを支援するための医療・保健・福祉・教育などの職域連携の強化を母子保健の主要課題として取り組む必要があります。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

- ① 援護を必要とする高齢者が、安心して自立した生活を継続するため、各種在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ② 在宅の要援護高齢者を介護している家族の身体的・精神的、経済的負担を軽減するため、必要な支援措置を講じます。
- ③ フレイル予防事業を通じて、高齢者の運動機能や認知機能の維持、向上に努めます。
- ④ 高齢者の生きがいを高めるとともに、幅広い社会的活動への参加を促します。
- ⑤ 長寿に敬意と感謝を表するため、引き続き米寿・満百歳の祝い事業を実施するほか、敬老会開催に助成を行います。
- ⑥ 高齢者スポーツ大会、高齢者生きがい教室の開催などを通じて、生涯学習やスポーツ・文化活動など趣味を楽しむ機会の提供に努めます。
- ⑦ 要介護者が必要な介護サービスを利用できるよう、民間事業者の参入も促しながらサービス提供体制の確保に努めます。また、引き続き、町内の介護老人福祉施設や介護老人保健施設などへの支援を行います。
- ⑧ 高齢者等の憩いの場、各種団体の活動の場及びコミュニティ活動や地域振興の場として福祉活動の拠点づくりに努めます。

イ 障害者（児）福祉

- ① 相談体制の充実をはかり障害者のニーズ把握に努めるとともに、各種関係機関との連携を密にしながら、一人ひとりのニーズに沿った障害福祉サービスの提供を行うことで、障害者の自立を支援します。
- ② 障害者やその家族の負担を軽減し、安心して在宅生活を過ごせるよう、日中一時支援事業や日常生活用具の給付、住宅改善や家族介護用品購入の助成を行い、在宅生活を支援します。また、障害者に対する差別や偏見をなくすため、障害についての正しい知識の普及・啓発活動の充実にも努めます。
- ③ 障害福祉サービスの安定した提供体制を整えるため、障害者施設の整備に必要な支援策を講

じます。

ウ 健康づくり

- ① 健康寿命の阻害因子である生活習慣病等を予防するためには、健康管理としての健康診断の受診が重要です。各種健康診査（特定健康診査、がん検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等）の受診率向上を図り、疾病予防や、生活習慣改善の推進を図ります。また、がん検診の受診率は全体的にみて低い状況にあることから、受診しやすい環境づくりや情報提供に努めます。

エ 予防衛生

- ① 感染症発生予防のため、衛生思想の指導強化を図るとともに、疾病予防のための各種予防接種の実施率の向上に努めます。また、新たな感染症発生時や災害時における非常時防疫体制の充実・強化を図り、適切かつ迅速な対応に努めます。

オ 出会い・結婚支援

- ① 現在の未婚化・晩婚化による人口減少の情勢を踏まえ、若者の集まる場や出会いの場を提供する「あいのトキめき事業（あさひまち縁づくりプロジェクト）」を実施します。
- ② ピンポイントで結婚支援策に取り組むだけでなく、県内、県外から幅広く参加者を募り、スキルアップセミナーやイベントを開催するなど、出会いの場づくりや縁づくりをすることにより、交流人口の増加や当町のPR、産業・観光振興などといった町の活性化にも繋がります。

カ 子育て支援

- ① 保育所の施設・設備の老朽化に伴う適正な施設の維持管理、保育所の環境整備の充実に努めます。また、保育所への低年齢児からの入所増加や多様化する保育ニーズに対応するため、保育士の資質向上や職員配置の充実、延長・休日保育、病児・病後児保育などに取り組みます。
- ② 子育て支援センターや子育て世代の交流の場、子育て世代包括支援センターなどの充実を図り、地域の子育て機能の向上、地域ぐるみの子育て支援体制の構築に努めます。
- ③ 親子が安心して外出できる場や児童がのびのびと遊べる場の確保に努めます。
- ④ 誕生祝金や子ども医療費助成制度の充実、保育料の軽減等により、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。
- ⑤ 児童の健全な育成を図るため、児童館の運営、放課後児童クラブ（学童保育）など児童の居場所づくり、家庭における育児支援、児童相談などの強化や児童クラブの活動支援などに努めます。
- ⑥ ひとり親家庭が抱える悩みや問題を調査・把握し、医療費の助成、手当の支給などニーズに即した福祉施策の充実に努めます。
- ⑦ 丈夫な子どもが生まれ育つよう、妊娠届出時における保健指導や妊婦および乳幼児の健康診査を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、相談窓口のPRや妊婦訪問及び乳児全戸訪問の実施により、育児不安の解消、産後うつや虐待防止に努めます。また、特に子どもの頃から歯の健康管理に気を付けることが大切であることから、引き続き、生涯を通じた歯の健康づくり対策「8020（ハチマル・ニイマル）運動」のひとつとして、妊婦歯科健診、幼児歯科健診及びフッ素塗布、幼児・学童を対象としたフッ素洗口等のむし歯予防に取り

組みます。

- ⑧ 健診内容および健診後の支援体制を充実させ、身体・知的・発達障害の早期発見、早期療育に努めます。また、障害児を育てる親が不安なく育児ができるよう、情報提供や相談しやすい体制づくりなど、育児支援を充実します。
- ⑨ 子どもサポートネットワーク連絡会を中心に子育て支援システムの推進を図ります。また、地域の身近な相談者としての役割が期待されている各地区の母子保健推進員による訪問活動や子育て支援活動など、地域で安心して子育てができる支援体制の構築を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健・福祉の向 上及び増進	高齢者福祉施設 (その他)	福祉施設等整備事業	町・民間	
	児童福祉施設 (保育所) (児童館)	保育所環境整備事業	町	
		児童館整備事業	町	
	過疎地域持続的 発展特別事業	要援護高齢者対策事業	町	
		敬老・生きがい対策事業	町	
		障害者福祉推進事業	町	
		健康づくり事業	町	
		あいのトキめき事業	町	
		病児・病後児保育事業	町	
		放課後児童クラブ	町	
		医療費助成事業	町	
	子育て支援事業	町		
その他	子育て環境整備事業	町		

【特に推進すべき施策】

<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の日常生活支援 ● 日本一の子育て支援体制の構築
--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

朝日町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施します。

第6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

ア 地域医療

当町の救急医療体制については、町内の民間病院が第1次（在宅当番医制：休日昼間）、あさひ総合病院が第2次（病院群輪番制：休日及び夜間）、黒部市民病院が第2.5次（地域救命センター：24時間365日）、県立中央病院が第3次（救命救急センター：24時間365日）を担当しており、休日・夜間を問わず救急患者の受入れ態勢は確保されています。

なお、新川医療圏の第一次救急医療体制として黒部市民病院内に、新川医療圏小児急患センター及び下新川一次急患センターが整備されています。

イ 公立病院

近年の社会構造の変化や少子・高齢化の進行など、より複雑多様化する町民の医療ニーズに対し、あさひ総合病院はこれらに応えるとともに、公立病院の使命としての救急・保健・福祉・介護との連携など包括的な地域医療を担うべく機能の確立が要望されています。

現在の病院は、平成17年に完成し、内科、小児科、外科、整形外科、眼科など15診療科を有していますが、病院建設及び医療機器導入に伴う起債償還が、大きな額を占めており、厳しい経営状況にあります。

このため、外部の学識経験者等で構成する病院経営改善検討委員会を設置し、経営資源である医師・看護師など医療職の人材確保や、経営の健全化に向けた意見・提言を受け、経営改善に向けた取り組みを進めています。

そのような中、2025年の医療需要を見据え2019年4月から病棟を4病棟から2病棟に再編し、許可病床数を199床から109床（一般56床、地域包括ケア53床）へ削減し、さらに、朝日町在宅介護支援センターを病院内に移設し、新たな体制でスタートしました。

医療と介護の連携による「良質かつ効果的な医療の提供」を念頭に、かかりつけ医としての役割から急性期医療を含めた「高齢者医療の先進モデル病院」を目指します。

(2) その対策

ア 地域医療

① 町民が緊急時に迅速かつ適切な医療サービスが受けられるよう、小児急患センター、休日在宅当番医などによる休日医療体制を維持するとともに、あさひ総合病院の救急医療体制の充実に努めます。

イ 公立病院

① 医師確保に向け、医師派遣元となる富山大学医学部の各医局及び自治医科大学医師の派遣を所管する富山県厚生部へ引き続き派遣協力を要請していくことはもとより、2019年4月より富山大学附属病院との寄附講座の開設に伴い、病院内に新たに医師2名が常駐し、医療提供体制

の拡充に努めており、今後も医師の充足・定着を図るために必要な施策を講じます。

- ② 看護師等医療従事者の確保に向け、住環境を含め、働きやすく魅力的に感じる職場環境づくりに努め、町民のニーズに応える良質な医療の提供に努めます。
- ③ 地域住民がより利用しやすい病院とするため、施設設備の維持、改善に努めます。また、年次計画により高度医療機器の積極的な更新、充実を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	診療施設 (病院) (その他)	就業環境整備事業	町	
		医療機器等整備事業	町	
		医師公舎整備事業	町	
	過疎地域持続的 発展特別事業	医師・看護師・薬剤師修学資金貸与事業	町	
		医療・福祉従事者住宅借上事業	町	
		専門技能向上支援事業	町	
		寄附講座開設事業	町	

【特に推進すべき施策】

<ul style="list-style-type: none"> ● 医師・看護師等の確保 ● あさひ総合病院の機能充実・強化

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

朝日町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施します。

第7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 教育

学校では、知育、徳育、体育の調和のとれた人間性豊かな発達を促す教育の充実に努めていますが、児童・生徒数の減少による学校規模の適正化や学校施設の整備・就学支援、ICT教育の推進など、教育環境を充実するとともに、豊かな心を育てる教育を重視し、学校と家庭、地域社会の密接な連携による教育を展開する必要があります。

また、児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、地域と密接に連携を図り、学校安全パトロール等をさらに強化していく必要があります。さらに、教員の資質向上については、子どもの成長を見通せる豊かな指導力を有する優れた教員の確保・養成に努めていくとともに、教員の働き方改革を推進する必要があります。

イ 生涯学習

少子・高齢化、ライフスタイルの多様化、情報化などの進展に伴い、町民の学習ニーズはいろいろ多様化、高度化しています。

このような中、生きがいや健康の保持、生活の質的向上を目指す積極的な学習活動が展開されています。さらに多様な学習要望に応えるため、学習機会や情報の提供など生涯学習の振興と充実を図る必要があります。

また、町民が自ら主役となって生涯学習を推進するためには、子どもから高齢者に至るまでそれぞれのライフステージにあったさまざまな学習活動が行えるような環境づくりが求められています。このことから生涯学習施設の今後のあり方を検討し、望まれる施設・環境の構築が必要となっています。

少子化や核家族化、地域社会での連帯感の希薄化が進み、家庭での教育機能の低下が取り沙汰されています。さらに、青少年に悪影響を与える情報の氾濫や非行の低年齢化など、青少年を取り巻く環境には憂慮すべき状況が見られます。

このため、新しい時代の担い手である青少年が、心身ともに健やかに成長するよう、各種活動への自主的・積極的な参加を促進するとともに、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの活動の推進など、社会環境づくりを進めることが必要となっています。

ウ スポーツ

スポーツ活動には健康保持や体力増進だけでなく、町民の地域連帯感を高める効果もあり、地域の新たなコミュニティづくりへもつながっています。こうした中で、町民のスポーツに対する関心も高まり、軽スポーツから競技スポーツまで幅広く親しまれていることから、スポーツ環境や指導者に対するニーズも多様化しています。

町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむため、子どもから高齢者までが気軽にスポーツに親しむことができる環境の整備が求められています。

一方、少子化によりスポーツ少年団へ加入する児童や中学校生徒の減少に伴い、スポーツ少年

団や中学校部活動の存続や選手の育成・強化にも影響が危惧されており、指導者の育成など、地域と一体となった環境・体制づくりが求められています。

また、施設については文化体育センター「サンリーナ」を核とした社会体育施設の整備により、地域における生涯スポーツの拠点として地域コミュニティ施設や学校体育施設が大いに利用されています。今後も地域におけるスポーツ活動の拠点の充実が求められており、なかでも「武道館」「屋内グラウンド」「まちなか体育館」の新しく整備された施設の質的な活用・運用が求められています。

また、サンリーナ体育室は建設から相当の時間が経過しており、長寿命化対策が必要となっています。

(2) その対策

ア 教育

- ① 学校は、児童生徒の成長や発達に深く関わるものであり、現校舎などの施設の維持、補修を行うとともに、豊かな人間性を育てる環境の整備を図ります。また、学校施設は、防災面での避難施設であることから、施設の安全性の確保と、施設整備を計画的に図ります。
- ② スクールバスの運行と通学路安全点検等により、登下校時の安全確保に努めます。
- ③ 国際化・情報化に対応するため、一人一台タブレット端末を活用したICT教育（オンライン学習、デジタル教科書含む）とその推進に伴う人材を確保し、教育ネットワークの推進を図ります。
- ④ 小・中学校教育の振興を図るため、指導者の研修や郷土の自然、社会、文化など地域に根ざした教育を勧める学習指導の研修強化に努めます。また、外部講師を活用するなど教員の多忙化解消に取り組みます。
- ⑤ 保育所と小学校、小学校と中学校の連携を強化する中で、児童生徒の発達と学びの連続性を踏まえた「朝日町型保小中一貫教育」を展開し、小中ギャップの軽減を図り、児童生徒のよりよい成長を促します。
- ⑥ 子育て世帯や生活困窮世帯の経済的負担の軽減を図るため、学用品や給食費等就学支援の拡充に努めます。

イ 生涯学習

- ① 社会の変化に自主的に対応できる個性豊かな人づくりを図るため、学校教育と生涯学習の連携を推進します。
- ② 生涯学習の総合推進を図るため、生涯学習団体の育成と連携に努めます。
- ③ 朝日町文化体育センターの活用と充実を図ります。
- ④ ふるさと美術館をなないろKANへ移転するとともに、既存の美術館及び生涯学習館を改修し、美術作品等の収蔵庫として活用します。
- ⑤ 図書館の蔵書の充実や利便性の向上を図ります。
- ⑥ 家庭・青少年教育を支援する学級・講座・講演会等を開催し、学習機会の充実に努めるとともに幼少時より郷土への愛着を育み、感性豊かな心を養うために体験学習や情操教育などの地

域に密着した教育に取り組みます。

- ⑦ 生涯学習事業を通して、子どもから高齢者までの世代間交流を促進し、人と人のつながりやふれあいから豊かな心を育む環境づくりを進めます。
- ⑧ 自然に恵まれた朝日町の歴史、文化、観光等、次世代を担う子供たちに、見て、触れてもらうことで町の魅力を肌で感じてもらい「ふるさと愛」を育む「ふるさと教育事業」に取り組みます。

ウ スポーツ

- ① 各種町民スポーツ教室や大会の開催により町民のスポーツ振興と健康増進を図ります。また、三世代交流事業など子どもから高齢者まで気軽に参加できるスポーツ活動や介護予防のための高齢者スポーツ事業の推進に努めます。また、健常者だけでなく障害のある人も、幼児から高齢者まで町民誰もが参加できるスポーツフェスティバルを開催し、スポーツを通して地域間交流と健康の増進を図ります。
- ② 子どもの運動の機会を確保するとともにスポーツ少年団を育成強化し、子どもの時期から運動やスポーツに親しみ、積極的に体を動かすことのできる環境づくりを進めます。また、指導者向けの研修を行うとともに、指導者間の組織化を目指します。各地域におけるスポーツ講習会などへ指導者を派遣し、各種スポーツ団体が自主的・主体的に活動できるよう組織の育成に努めます。
- ③ 文化体育センターやまちなか体育館などのスポーツ施設について、町民が利用しやすいよう施設の大規模修繕を含めた整備・拡充と管理・運営に努めます。また、学校施設の一部を開放するとともに、地域コミュニティ施設の利用についても支援します。
- ④ 武道館・屋内グラウンドは安全性の高い武道場・運動場として、また、まちなか体育館は、地域コミュニティ施設として地域のスポーツ活動の拠点となるようその活用に努めます。
- ⑤ 町民がいつでも、どこでも、体力やそれぞれのニーズに応じてスポーツに親しむことができるよう総合型地域スポーツクラブや単一スポーツクラブおよびサークル活動を支援します。
- ⑥ 全国大会等への出場を積極的に奨励し、町民、特にジュニアから青年層の競技力向上意欲を高め、スポーツ振興と優秀選手の育成に努めます。
- ⑦ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、中学校部活動が体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の地域団体と連携した「朝日町型部活動コミュニティクラブ」を設立し、教員の負担軽減と生徒の技術向上につなげる活動の支援に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	学校教育関連施	小学校大規模改修事業	町	

	設 (校舎) (スクールバス) (その他)	スクールバス整備事業	町	
		小・中学校教育環境整備事業	町	
	集会施設、体育施設等 (体育施設) (その他)	社会体育施設等整備事業	町	
		生涯学習施設等整備事業	町	
	過疎地域持続的 発展特別事業	学校等連携推進事業	町	
		保小中連携教育事業	町	
		コミュニティスクール (地域学校協働本部)	町	
		I C T教育事業	町	
		就学支援事業	町	
		地域教育活動事業	町	
		働き方改革関連事業	町	
		生涯学習支援事業	町	
		スポーツ振興事業	町	
	競技力向上支援事業	町		

【 特に推進すべき施策 】

<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育環境の充実 ● 社会体育施設の整備 ● 保小中連携教育事業の推進 ● I C T教育事業の推進 ● 働き方改革関連事業の充実
--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

朝日町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施します。

第8. 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

ア 文化

人々の価値観が物の豊かさから心の豊かさへと変化しているなか、町民の芸術・文化に対するニーズも高度化、多様化しています。このため、多くの町民が文化とふれあい、自己充実が図られるように幅広い文化活動の促進が求められています。

当町では、町民の芸術・文化活動への意欲に応えるため、芸術・文化・生涯学習施設として文化体育センター・生涯学習館・ふるさと美術館などにおいて、芸術・文化活動の振興や支援を行い、文化の香り高いまちづくりを進めています。

今後も、これら施設を有効に活用し、芸術鑑賞・講座・講演会など学習機会と情報の提供、芸術・文化活動に取り組む個人や団体への活動支援を行うとともに、郷土ゆかりの作家の秀逸した作品を広く町民に公開し、町民相互の芸術・文化活動の交流を深める必要があります。

また、当町には、歴史や人々の生活を物語る遺跡や民俗資料などの貴重な文化財が多くあり、これら文化財の保護・活用を図り、地域の文化、歴史に触れることができるよう埋蔵文化財保存活用施設の活用が求められています。

(2) その対策

ア 文化

- ① 町で発掘された遺物や昔使われていた民具など資料を活用して郷土の歴史や文化を学べる環境づくりや不動堂遺跡を含むなないろKAN周辺を文化ゾーンとして再整備し、文化財の保存と活用に努めます。
- ② 文化財の調査・研究をするとともに、文化財の保護に努めます。
- ③ 郷土芸能及び伝統工芸を次代の若者に継承するとともに、新しい文化の創造と発信を目指します。また、古くより伝わる伝統工芸も町の歴史、かけがえのない「文化」として捉え、次世代に伝えてまいります。
- ④ 当町の誇れる自然、伝統文化・芸術、地域の祭などの継承と効果的な発信、町全体のネットワークの構築に努め、文化芸術を活性化していきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興	地域文化振興施設等	文化財保存活用施設整備事業	町	

		地域伝統文化活性化事業	町	
	過疎地域持続的 発展特別事業	伝統的産業支援事業	町	

【 特に推進すべき施策 】

<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財保存活用施設の整備 ● 伝統的産業、郷土芸能への支援
--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

朝日町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施します。

第9. 自治振興会等の活躍・発展

(1) 現況と問題点

ア 住民自治・住民参加

地方分権が進む中、地域においては「住民が自らの知恵で自分たちの地域を考え、守り、築いていく」という理念のもと、住民自治の向上に向けた積極的な取り組みが大切です。

このことから平成17年に町内全地区において、町内会をはじめ公民館や社会福祉協議会、防犯、スポーツなどの各種団体等からなる自治振興会が設立されました。

自治振興会では、地域住民の参加と協力により、町内会や各種団体によるスポーツ大会、文化祭、敬老会などの開催や地域に根付いた芸能文化の継承、災害時の初動活動や防災・防犯意識の啓発など地域住民に身近な活動が行われています。

しかし、こうしたコミュニティ活動には行政の人的・財政的な支援も必要であり、地域と行政がそれぞれの役割分担の中で協働のまちづくりを行うことが大切です。

コミュニティ活動をより一層推進するには、地域住民や各種団体が地域の課題や問題点など共通認識したうえで、自治振興会を中心とした一体的な活動が重要であり、引き続き行政が地域に対して支援を行うなど、地域住民の自主的・効率的なコミュニティづくりに向けた施策の展開が必要です。

当町では、町民と町長とが直接対話する機会も数多く設けていますが、今後さらに、町民、地域、事業者、行政がそれぞれの責任を果たしながら、協働と連携によるまちづくりを推進していくため、より積極的な町民のまちづくりへの参加や協働を促進することが重要となってきます。

また、少子高齢化、人口減少など、町が抱える諸課題に対し、住民が幅広く議論する場を設け、その場から出された提言を町の施策等に反映させるとともに、新分野の事業の開拓や既存事業の活性化に繋げていくため、当町の優れた能力や豊富な経験を持つ人を活用することも重要であると考えられています。

イ 防犯

安全なまちづくりに対する町民のニーズや関心は高まりを見せています。こうした中、各種犯罪や事故、少年非行防止のため、住民や学校、事業所など地域ぐるみの防犯活動の展開や防犯連絡所としての活動、防犯灯、防犯カメラなどの整備の充実が図られています。今後、さらに防犯意識の高揚や防犯組織の強化に努め、安全なまちづくりを目指す必要があります。

ウ 有害鳥獣

近年、全国的にもクマの異常出没により人身被害が多発し、当町においても多数の目撃や痕跡情報があり、平成18年度には人身被害が発生するなど、その安全対策が急務となっています。

サルについては、季節を問わず山沿いの集落で多く出没しているとともに、イノシシ・ニホンジカの生息数が増加し、果樹や野菜、水稻などの農作物への被害が大きな問題となっています。

また、これらの被害を防止するために捕獲檻設置のほか、耐雪型侵入防止柵の整備により一定の効果をあげています。

今後は、侵入を防ぐことが困難となっている谷筋や林道、河川等における侵入防止対策も並行

して取り組むことが必要です。

一方、野生鳥獣は豊かな自然環境のバランスを保つためには必要であり、適切な保護管理のもと、人との共生をどのように図っていくかが課題となっています。

(2) その対策

ア 住民自治・住民参加

- ① 行政に各地区自治振興会担当者を配置するほか、自治振興会の運営や事務局員の設置に係る支援を行います。また、自治振興会や地域コミュニティ活動を担う人材育成にも努めます。
- ② 住民の自主的、主体的な活動など地域の一体化を醸成する活動に対して支援を図ります。
- ③ 地域振興施設などコミュニティ活動の拠点となる施設・広場など、身近な生活環境の整備・支援に努めます。
- ④ コミュニティ活動の拠点としての自治公民館の建設などに助成します。
- ⑤ 住民で組織される「朝日町再生会議」において、「人口減少」、「少子高齢化」、「観光・産業振興」など、町の喫緊の課題について議論し、その提言を今後の当町の施策等に積極的に反映させていきます。
- ⑥ 町長自らが地域に出向く「タウンミーティング」を通じ、町政の現状・施策等について情報提供するとともに、町民の皆さんと積極的な意見交換を行います。
- ⑦ 「朝日町ふるさと応援団」人材バンクを設け、専門分野の人材を発掘、活用し、新分野の事業の開拓や新規事業による起業、既存事業の活性化に繋げるとともに、町の事業計画の効果的な推進を図ります。また、人材活用の盛んな町、出身者もふるさとを応援する町としてのイメージアップを目指します。

イ 防犯

- ① 地域住民、学校、PTA、事業所などが地域において、声かけ運動やパトロールを行うとともに日頃の活動のなかで地域防犯意識の啓発に努めます。また、地域における安全なまちづくり推進センターとしての活動の充実を図ります。
- ② 各町内会に設置されている防犯連絡所の組織強化と活動の活性化を図ります。
- ③ 防犯灯、防犯カメラなど、町内会等による防犯対策設備の整備に対して支援します。

ウ 有害鳥獣

- ① 各地区有害鳥獣対策協議会、行政、鳥獣被害対策実施隊との連携を図りながら被害防止に努めます。
- ② 耐雪型侵入防止柵などの被害対策を支援するとともに、各地区有害鳥獣対策協議会と連携した維持管理に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 自治振興会 等の活躍・発展	過疎地域持続的 発展特別事業	自治振興会支援事業	町	
		朝日町再生会議	町	
		朝日町タウンミーティング	町	
		朝日町ふるさと応援団人材バンク事業	町	
		安全安心なまちづくり事業	町	
		有害鳥獣対策事業	町・民間	
	その他	自治公民館等整備事業	町	
		地域振興施設整備事業	町	
		有害鳥獣対策事業	町・民間	

【特に推進すべき施策】

- 自治振興会への支援
- 有害鳥獣対策への支援

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

朝日町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施します。

第10. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

ア 再生可能エネルギー

国民生活や社会経済活動の根幹を支える石油・石炭・液化天然ガス（LNG）といった資源・エネルギーの大部分を海外からの輸入に頼っている我が国では、国内のエネルギー自給率が約1割（2018年）程度と低位に留まっています。こうした現状と地球温暖化対策を柱とする脱炭素という世界的な潮流を背景に、太陽光や風力、水力、バイオマスなどの持続的利用が可能で、環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの関心が高まっています。

このような状況を踏まえ、地勢的に恵まれた海、山、川、野を有する当町の自然環境が、再生可能エネルギーの活用において、どのようなポテンシャルを有しているのか、立地、気象、経済性や景観などといった視点による総合的な調査・研究を進めることで、開発可能性を探っていく必要があります。

国が目指す温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現には、エネルギーに対する社会的な関心と理解を深めていくと同時に、再生可能エネルギーの導入促進と利用拡大は喫緊の課題であり、官民の連携による地域資源を活かした循環型のまちづくりに取り組むことが求められます。

多様なエネルギーインフラによる電力の安定供給と確保により、災害時等の有事に強いまちづくりを目指します。

(2) その対策

ア 再生可能エネルギー

- ① 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減を目指し、LED照明や蓄電池等の省エネルギー設備や太陽光・風力・小水力等の再生可能エネルギーの活用を推進し、地球温暖化対策の推進に努めます。
- ② 町民、民間事業者に対して、再生可能エネルギーに関する情報提供や普及啓発を行うなど、再生可能エネルギーの導入に向けた調査・研究を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 再生可能 エネルギーの 利用の促進	再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー導入促進事業	町	
	過疎地域持続的 発展特別事業	再生可能エネルギー導入促進事業	町	

【 特に推進すべき施策 】

- 再生可能エネルギーの利用拡大及び導入促進

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

朝日町公共施設等総合管理計画に基づき、整合性を図りながら必要な事業を実施します。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（ソフト事業分の再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	担い手育成事業	町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶもので ある。
		6次産業化・農工商連携推進事業	町	
		経営体育成支援事業	町	
		地域振興作物栽培事業	町	
		耕作放棄地対策事業	町	
		地産地消推進事業	町	
		農林水産物・特産品等発信事業	町	
		林業振興事業	町	
		水産業振興事業	町	
		企業立地奨励事業	町	
		商業活性化事業	町	
観光活性化事業	町			
2 道路・交通 対策、情報ネッ トワーク強化 及び交流事業 の推進	過疎地域持続的 発展特別事業	都市計画道路事業	町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶもので ある。
		生活道路整備事業	町	
		公共交通支援事業	町	
		交流事業	町	
		移住交流体験施設管理運営事業	町	
		並行在来線対策事業	町	
3 暮らしの環 境充実	過疎地域持続的 発展特別事業	定住サポート事業	町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶもので ある。
		民間賃貸住宅建設促進事業	町	
		既存住宅リフォーム支援事業	町	
		移住・定住促進事業	町	
		空き家・空き地対策事業	町	
4 高齢者等の 保健・福祉の向 上及び子育て 環境の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	要援護高齢者対策事業	町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶもので ある。
		敬老・生きがい対策事業	町	
		障害者福祉推進事業	町	
		健康づくり事業	町	
		あいのトキめき事業	町	
		病児・病後児保育事業	町	
		放課後児童クラブ	町	
		医療費助成事業	町	
子育て支援事業	町			

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	医師・看護師・薬剤師修学資金貸与事業	町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶもので ある。
		医療・福祉従事者住宅借上事業	町	
		専門技能向上支援事業	町	
		寄附講座開設事業	町	
6 教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	学校等連携推進事業	町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶもので ある。
		保小中連携教育事業	町	
		コミュニティスクール (地域学校協働本部)	町	
		I C T教育事業	町	
		就学支援事業	町	
		地域教育活動事業	町	
		働き方改革関連事業	町	
		生涯学習支援事業	町	
		スポーツ振興事業	町	
		競技力向上支援事業	町	
7 地域文化の 振興	過疎地域持続的 発展特別事業	伝統的産業支援事業	町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶもので ある。
8 自治振興会 等の活躍・発展	過疎地域持続的 発展特別事業	自治振興会支援事業	町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶもので ある。
		朝日町再生会議	町	
		朝日町タウンミーティング	町	
		朝日町ふるさと応援団人材バンク事業	町	
		安全安心なまちづくり事業	町	
		有害鳥獣対策事業	町・民間	
9 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	過疎地域持続的 発展特別事業	再生可能エネルギー導入促進事業	町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶもので ある。